



山形県公報

令和6年12月24日(火)

号 外 (31)

目 次

条 例

- 特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例……………(人 事 課) … 4
- 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する
条例……………(同) …同
- 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………(同) …同
- 山形県手数料条例の一部を改正する条例……………(財 政 課) …35

この号で公布された条例のあらまし

- ◇ 特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例 (県条例第64号) (人事課)
令和3年2月14日において知事であった者に対して同日を含む任期に係る退職手当を支給しないこととした。
- ◇ 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第65号) (人事課)
 - 1 議会の議員及び知事等に対して12月に支給する期末手当の支給割合を100分の175に引き上げることとした。(改正条例第1条の規定による改正後の第2条第5項及び第3条第3項関係)
 - 2 議会の議員及び知事等に対して6月に支給する期末手当の支給割合を100分の170に引き上げるとともに、12月に支給する期末手当の支給割合を同割合とすることとした。(改正条例第2条の規定による改正後の第2条第5項及び第3条第3項関係)
 - 3 その他
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2の改正は、令和7年4月1日から施行することとした。
 - (2) 1に関する改正規定による改正後の山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用することとした。
- ◇ 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (県条例第66号) (人事課)
 - 1 山形県職員等の給与に関する条例の一部改正
 - (1) 給料表の改定
全給料表の給料月額を改定することとした。(別表第1～別表第6関係)
 - (2) 諸手当の改定
 - イ 初任給調整手当
 - (イ) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員等に対する支給月額の限度額を416,600円に引き上げることとした。(第9条の2第1項第1号関係)
 - (ロ) 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける職員等のうち医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職を占める職員等に対する支給月額の限度額を51,600円に引き上

げることとした。（第9条の2第1項第2号関係）

ロ 期末手当

(イ) 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の127.5（特定幹部職員にあっては、100分の107.5）に引き上げることとした。（改正条例第1条の規定による改正後の第20条第2項関係）

(ロ) 6月に支給する期末手当の支給割合を100分の125（特定幹部職員にあっては、100分の105）に引き上げるとともに、12月に支給する期末手当の支給割合を同割合とすることとした。（改正条例第2条の規定による改正後の第20条第2項関係）

ハ 勤勉手当

(イ) 12月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の110（特定幹部職員にあっては、100分の130）に引き上げることとした。（改正条例第1条の規定による改正後の第21条第2項第1号関係）

(ロ) 6月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）に引き上げるとともに、12月に支給する勤勉手当の支給割合を同割合とすることとした。（改正条例第2条の規定による改正後の第21条第2項第1号関係）

ニ 寒冷地手当

支給額を、世帯主である職員等のうち、扶養親族のある職員等にあっては19,800円に、その他の世帯主である職員等にあっては11,400円に、その他の職員等にあっては8,200円に引き上げることとした。（第23条第1項関係）

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

(1) 給料表の改定

特定任期付職員に適用する給料表の給料月額を改定することとした。（第4条第1項関係）

(2) 期末手当の改定

12月に支給する期末手当の支給割合を100分の177.5に引き上げることとした。（第5条第2項関係）

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

(1) 給料表の改定

任期付研究員に適用する給料表の給料月額を改定することとした。（第5条第1項及び第2項関係）

(2) 期末手当の改定

イ 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の177.5に引き上げることとした。（改正条例第4条の規定による改正後の第6条第2項関係）

ロ 6月に支給する期末手当の支給割合を100分の172.5に引き上げるとともに、12月に支給する期末手当の支給割合を同割合とすることとした。（改正条例第5条の規定による改正後の第6条第2項関係）

4 その他

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1の(2)のロの(ロ)及びハの(ロ)並びに3の(2)のロの改正は、令和7年4月1日から施行することとした。

(2) 1の(1)並びに(2)のイ、ロの(イ)、ハの(イ)及びニに関する改正規定による改正後の山形県職員等の給与に関する条例の規定、2に関する改正規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定並びに3の(1)及び(2)のイに関する改正規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用することとした。

◇ 山形県手数料条例の一部を改正する条例（県条例第67号）（財政課）

1 次に掲げる事務につき手数料を徴収することとした。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の規定に基づく住宅に係る建築物エネ

ルギー消費性能適合性判定（第 2 条第 1 項第 423 号の 11 の 2 関係）

- (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の規定に基づく住宅に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定（第 2 条第 1 項第 423 号の 11 の 3 関係）
- (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の規定に基づく住宅に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当することの証明の申請に対する審査（第 2 条第 1 項第 423 号の 15 関係）
- (4) 道路交通法の規定による運転経歴情報の記録（改正後の第 2 条第 1 項第 456 号の 4 関係）

2 次に掲げる手数料の額を改定することとした。

- (1) 第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料（第 2 条第 1 項第 143 号関係）
- (2) 建築確認申請等手数料、全体計画の認定を受けた建築物の確認申請等手数料、中間検査を受けない建築物の完了検査申請等手数料及び中間検査を受けた建築物の完了検査申請等手数料（第 2 条第 1 項第 349 号、第 349 号の 2、第 352 号及び第 352 号の 2 関係）
- (3) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料、低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（第 2 条第 1 項第 423 号の 10、第 423 号の 11、第 423 号の 12 及び第 423 号の 13 関係）
- (4) 運転経歴証明書交付手数料、運転経歴証明書再交付手数料、運転者特定任意講習手数料、認知機能検査員講習手数料、運転免許試験手数料、検査手数料、再試験手数料、免許証交付手数料、免許証再交付手数料、免許証等更新手数料、経由手数料、運転技能検査手数料、審査手数料、技能検査員審査手数料、教習指導員審査手数料、国外運転免許証交付手数料、講習手数料及び通知手数料（第 2 条第 1 項第 456 号の 2、第 456 号の 3、第 457 号及び第 457 号の 5 並びに同条第 2 項第 1 号～第 4 号、第 5 号、第 5 号の 3、第 5 号の 5、第 6 号、第 8 号及び第 10 号～第 13 号関係）

3 道路交通法の規定による特定免許情報の記録等を受けようとする者から手数料を徴収することとした。（改正後の第 2 条第 2 項第 4 号の 2 関係）

4 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料を廃止することとした。（第 2 条第 1 項第 423 号の 14 関係）

5 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、次に掲げる改正は、それぞれ次に定める日から施行することとした。

- (1) 2 の (3) の改正 公布の日
- (2) 2 の (1) の改正 令和 7 年 3 月 1 日
- (3) 1 の (4)、2 の (4) 及び 3 の改正 令和 7 年 3 月 24 日

条 例

特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第64号

特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例

特別職の職員に対する退職手当支給条例（昭和29年 1 月県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 7 令和 3 年 2 月14日において知事であつた者には、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、同日を含む任期に係る退職手当は、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第65号

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（昭和31年 9 月県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 項ただし書及び第 3 条第 3 項ただし書中「とする」を「と」、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする」に改める。

第 2 条 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 項ただし書及び第 3 条第 3 項ただし書中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の165」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 第 1 条の規定による改正後の山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
（期末手当の内払）
 - 3 新条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。
-

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第66号

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

第1条 山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第1号中「415,600円」を「416,600円」に改め、同項第2号中「51,100円」を「51,600円」に改める。

第20条第2項中「100分の122.5」を「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額」に、「100分の102.5）を乗じて得た額」を「6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額）」に改め、同条第3項中「100分の102.5」を「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の102.5」に、「とする」を「と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の100」を「、6月に支給する場合には100分の100」に、「を乗じて」を「、12月に支給する場合には100分の110（特定幹部職員にあつては、100分の130）を乗じて」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「、6月に支給する場合には100分の48.75」に、「を乗じて」を「、12月に支給する場合には100分の51.25（特定幹部職員にあつては、100分の61.25）を乗じて」に改める。

第23条第1項中「17,800円」を「19,800円」に、「10,200円」を「11,400円」に、「7,360円」を「8,200円」に改める。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1

行政職給料表

職員等の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	185,100	233,600	265,300	291,700	314,500	340,100	379,100	422,000	472,600
	2	186,200	235,100	266,300	293,300	316,300	342,000	381,700	424,400	475,700
	3	187,500	236,700	267,300	294,800	318,000	343,900	384,100	426,900	478,800
	4	188,600	238,200	268,300	296,400	319,500	345,700	386,300	429,400	481,800
	5	189,700	239,700	269,300	297,900	320,900	347,400	388,200	431,300	484,800
	6	191,500	241,200	270,400	299,400	322,200	349,200	390,600	433,500	487,900
	7	193,100	242,700	271,400	300,800	323,600	350,800	392,700	435,600	491,000
	8	194,700	244,300	272,400	302,100	324,900	352,500	394,700	437,800	494,100
	9	196,400	245,800	273,400	303,400	326,200	354,100	396,800	439,700	496,900
	10	198,200	247,200	274,400	304,900	328,000	355,900	399,100	441,900	500,000
	11	199,800	248,600	275,400	306,400	329,900	357,500	401,300	444,000	503,100
	12	201,400	250,100	276,400	307,800	331,600	359,100	403,600	445,900	506,200
	13	203,200	251,300	277,500	309,200	333,300	360,600	405,800	447,600	509,000
	14	204,900	252,500	278,500	310,400	335,000	362,400	408,100	449,400	511,300
	15	206,600	253,700	279,500	311,400	336,800	364,000	410,300	451,400	513,600
	16	208,400	254,900	280,600	312,600	338,500	365,600	412,700	453,300	515,900
	17	209,800	256,000	281,600	313,800	340,100	367,200	414,500	455,100	518,000
	18	211,400	257,200	282,900	315,400	341,800	369,100	416,400	457,000	519,500
	19	213,000	258,300	284,200	317,100	343,600	370,600	418,300	458,800	521,000
	20	214,500	259,400	285,500	318,700	345,200	372,200	420,200	460,500	522,400
	21	216,200	260,400	286,800	320,200	346,700	373,600	422,000	462,300	523,600
	22	217,800	261,400	288,100	321,800	348,300	375,200	423,900	463,800	525,000
	23	219,500	262,400	289,300	323,500	350,000	376,900	425,700	465,300	526,500
	24	221,200	263,400	290,600	325,100	351,500	378,400	427,500	466,800	528,000
	25	222,900	264,500	291,700	326,600	352,900	380,300	429,100	468,200	529,100
	26	224,700	265,400	292,900	328,300	354,600	382,200	430,600	469,600	530,300
	27	226,200	266,300	294,200	330,000	356,300	384,200	432,200	470,900	531,500
	28	227,800	267,200	295,500	331,600	357,900	386,000	433,700	472,100	532,700
	29	229,100	268,000	296,900	333,000	359,100	387,600	435,300	473,100	533,800
	30	230,200	268,800	297,900	334,700	360,600	389,400	436,600	473,800	534,700
	31	231,400	269,600	298,900	336,500	362,100	391,100	437,900	474,600	535,600
	32	232,500	270,500	300,000	338,100	363,700	392,700	439,100	475,300	536,500
	33	233,600	271,200	301,100	339,300	365,400	394,500	440,300	476,000	537,300
	34	234,700	272,000	302,300	341,200	367,200	395,900	441,600	476,700	538,200
	35	235,800	272,800	303,500	343,000	368,900	397,300	442,900	477,300	538,900
	36	236,900	273,500	304,700	344,600	370,700	398,700	444,200	477,900	539,400
	37	238,100	274,200	305,900	346,100	372,100	400,100	445,400	478,400	540,200
	38	239,100	275,000	307,200	347,700	373,400	401,300	446,200	479,000	540,800
	39	240,100	275,800	308,500	349,400	374,700	402,500	447,000	479,600	541,600
	40	241,000	276,500	309,900	351,000	376,100	403,600	447,800	480,200	542,200

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	41	241,900	277,300	311,200	352,700	377,200	404,700	448,400	480,700	542,700
	42	242,800	278,100	312,500	354,600	378,100	405,900	449,100	481,200	
	43	243,600	278,900	313,800	356,400	379,100	407,100	449,700	481,700	
	44	244,500	279,600	315,100	358,200	380,200	408,200	450,300	482,000	
	45	245,200	280,300	316,500	359,700	381,000	408,900	451,000	482,300	
	46	245,800	281,000	317,800	361,100	382,000	409,600	451,800		
	47	246,400	281,700	319,100	362,600	382,900	410,300	452,200		
	48	247,000	282,400	320,200	364,000	383,700	411,000	452,900		
	49	247,600	283,100	321,100	365,500	384,500	411,600	453,400		
	50	248,200	283,900	322,400	366,300	385,300	412,200	453,800		
	51	248,800	284,600	323,800	367,400	386,100	412,700	454,200		
	52	249,300	285,300	325,100	368,400	386,800	413,100	454,600		
	53	249,800	285,900	326,300	369,300	387,500	413,500	455,000		
	54	250,200	286,600	327,600	370,400	388,200	413,700	455,400		
	55	250,600	287,200	328,800	371,300	388,900	414,000	455,800		
	56	250,900	287,900	330,100	372,300	389,700	414,300	456,200		
	57	251,200	288,500	331,400	373,200	390,200	414,600	456,500		
	58	251,500	289,200	332,500	373,900	390,800	414,900	456,900		
	59	251,800	289,800	333,600	374,600	391,400	415,200	457,200		
	60	252,100	290,600	334,700	375,200	392,100	415,500	457,500		
	61	252,400	291,200	335,400	375,600	392,500	415,800	457,800		
	62	252,700	291,900	336,300	376,200	393,100	416,100			
	63	253,000	292,500	337,100	377,000	393,700	416,400			
	64	253,300	293,000	337,900	377,700	394,300	416,700			
	65	253,600	293,500	338,700	378,000	394,700	416,900			
	66	253,900	294,100	339,100	378,700	395,300	417,200			
	67	254,200	294,600	339,700	379,400	395,900	417,500			
	68	254,500	295,200	340,500	380,000	396,400	417,800			
	69	254,800	295,700	341,300	380,300	396,800	418,000			
	70	255,100	296,200	342,000	380,800	397,400	418,300			
	71	255,400	296,900	342,700	381,500	397,900	418,600			
	72	255,700	297,500	343,300	382,100	398,400	418,800			
	73	256,000	298,000	343,800	382,400	398,700	419,000			
	74	256,300	298,500	344,400	383,000	399,100	419,300			
	75	256,600	298,900	344,900	383,700	399,500	419,600			
	76	256,900	299,300	345,500	384,300	399,900	419,800			
	77	257,300	299,400	345,800	384,700	400,200	420,000			
	78	257,600	299,700	346,300	385,200	400,500	420,300			
	79	257,900	299,900	346,700	385,800	400,800	420,600			
	80	258,200	300,200	347,100	386,300	401,000	420,800			
	81	258,500	300,400	347,500	386,800	401,200	421,000			
	82	258,800	300,600	348,000	387,400	401,600	421,300			
	83	259,100	300,900	348,500	387,900	401,900	421,600			
	84	259,400	301,100	349,000	388,200	402,100	421,800			
	85	259,700	301,400	349,300	388,600	402,300	422,000			

	86	260,000	301,700	349,700	389,200	402,600				
	87	260,300	302,000	350,200	389,600	402,900				
	88	260,600	302,300	350,600	390,000	403,100				
	89	260,900	302,600	350,900	390,400	403,300				
	90	261,200	303,000	351,300	390,900	403,600				
	91	261,500	303,300	351,700	391,300	403,900				
	92	261,800	303,700	352,100	391,700	404,100				
	93	262,100	303,800	352,300	392,000	404,300				
	94		304,000	352,700						
	95		304,400	353,200						
	96		304,800	353,600						
	97		305,000	353,700						
	98		305,300	354,200						
	99		305,700	354,600						
	100		306,100	354,900						
	101		306,300	355,200						
	102		306,600	355,600						
	103		306,900	356,000						
	104		307,200	356,400						
	105		307,400	356,900						
	106		307,700	357,300						
	107		308,000	357,700						
	108		308,300	358,100						
	109		308,500	358,600						
	110		308,900	359,000						
	111		309,400	359,300						
	112		309,700	359,600						
	113		309,800	360,100						
	114		310,100							
	115		310,400							
	116		310,800							
	117		311,000							
	118		311,200							
	119		311,500							
	120		311,800							
	121		312,200							
	122		312,400							
	123		312,700							
	124		313,000							
	125		313,300							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		194,900	222,800	264,000	284,000	299,400	325,500	368,200	402,300	454,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員等に適用する。

別表第2

公安職給料表

職員 等の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	213,700	235,100	259,500	294,800	324,900	347,600	370,400	399,500	437,100
	2	216,100	237,300	261,600	296,100	326,600	349,400	372,100	401,300	438,900
	3	218,600	239,500	263,800	297,500	328,300	351,000	373,800	403,100	440,800
	4	221,000	241,800	266,000	298,700	330,100	352,600	375,600	404,800	442,800
	5	223,500	244,000	268,100	299,900	331,600	354,200	377,300	406,400	444,200
	6	226,000	246,200	269,400	300,900	333,000	355,300	378,900	407,900	445,800
	7	228,400	248,300	270,800	301,900	334,300	356,500	380,500	409,500	447,400
	8	230,700	250,100	272,100	302,800	335,600	357,600	382,200	411,000	448,900
	9	233,000	252,200	273,400	303,500	337,000	358,700	383,700	412,400	450,300
	10	235,200	253,900	274,700	304,200	338,500	360,400	385,300	414,000	452,000
	11	237,300	255,600	276,000	304,900	340,000	362,100	386,900	415,700	453,600
	12	239,300	257,100	277,400	305,600	341,500	363,800	388,400	417,200	455,000
	13	241,500	258,600	278,700	306,300	343,100	365,400	390,000	418,700	455,900
	14	243,500	260,500	279,900	307,000	344,500	367,100	391,700	420,800	457,600
	15	245,600	262,200	281,000	307,700	345,800	368,700	393,400	422,800	459,400
	16	247,200	264,000	282,500	308,300	347,100	370,400	395,100	425,000	461,200
	17	248,900	265,500	283,900	309,000	348,400	372,000	396,700	426,700	462,800
	18	250,500	266,700	285,200	309,900	350,100	373,600	398,300	428,300	464,600
	19	252,000	267,900	286,500	310,600	351,700	375,200	399,900	430,000	466,500
	20	253,600	269,000	287,700	311,400	353,300	376,900	401,500	431,500	468,200
	21	255,200	270,400	288,900	312,100	354,800	378,500	403,200	433,000	469,800
	22	257,100	271,600	289,500	312,900	356,500	380,100	404,800	434,600	471,500
	23	258,700	272,900	290,200	313,900	358,100	381,700	406,400	436,000	473,100
	24	260,400	274,200	290,800	314,800	359,600	383,400	408,000	437,500	475,000
	25	261,900	275,600	291,300	315,700	361,100	385,000	409,600	438,600	476,500
	26	263,100	277,100	291,900	317,100	362,800	386,600	411,600	440,000	477,900
	27	264,400	278,400	292,500	318,400	364,400	388,200	413,600	441,600	479,400
	28	265,600	279,700	293,000	319,700	365,900	389,900	415,700	443,100	480,700
	29	266,800	280,700	293,500	321,000	367,400	391,500	417,200	444,400	482,000
	30	268,100	282,000	294,100	322,500	369,100	393,100	418,900	446,100	482,700
	31	269,400	283,400	294,600	323,900	370,700	394,800	420,500	447,700	483,400
	32	270,800	284,600	295,100	325,000	372,300	396,600	422,200	449,400	484,000
	33	272,100	285,800	295,600	326,000	373,700	398,300	423,900	450,800	484,500
	34	273,600	286,400	296,200	327,200	375,400	400,300	425,400	452,500	485,200
	35	274,900	287,000	296,800	328,400	377,200	402,300	426,900	454,200	485,800
	36	276,300	287,600	297,300	329,600	378,800	404,200	428,300	455,800	486,400
	37	277,300	288,100	297,800	330,700	380,400	405,900	429,500	457,300	486,700
	38	278,700	288,700	298,400	331,900	382,000	407,300	431,000	458,000	487,300
	39	280,000	289,300	299,000	333,100	383,700	408,600	432,600	458,700	487,800
	40	281,200	290,000	299,600	334,200	385,400	409,900	434,000	459,400	488,300
	41	282,400	290,500	300,300	335,300	387,100	410,900	435,500	459,800	488,800
	42	283,000	291,100	301,000	336,600	389,200	412,000	436,800	460,300	489,200
	43	283,700	291,700	301,700	337,800	391,200	413,000	438,100	461,000	489,600
	44	284,300	292,200	302,400	339,000	393,200	414,000	439,300	461,600	490,000
	45	284,700	292,700	303,000	340,200	394,900	415,200	440,300	462,200	490,300
	46	285,300	293,200	304,000	341,400	396,600	416,400	441,000	462,900	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	47	285,800	293,700	304,800	342,700	398,200	417,500	441,800	463,400	
	48	286,300	294,200	305,600	343,900	399,700	418,600	442,600	463,900	
	49	286,800	294,800	306,400	345,100	400,900	419,800	443,100	464,400	
	50	287,400	295,300	307,500	346,400	401,900	420,600	443,500	464,700	
	51	287,900	295,900	308,600	347,600	403,000	421,400	443,900	465,000	
	52	288,400	296,600	309,600	348,800	404,000	422,100	444,200	465,400	
	53	288,900	297,200	310,700	350,100	405,100	422,600	444,500	465,800	
	54	289,500	297,900	311,800	351,500	406,200	423,300	444,800	466,000	
	55	290,100	298,600	312,800	352,800	407,300	424,000	445,100	466,300	
	56	290,600	299,300	313,900	354,100	408,500	424,600	445,400	466,500	
	57	291,100	299,900	314,900	355,000	409,800	425,300	445,600	466,900	
	58	291,600	300,800	316,000	356,400	410,600	425,700	445,900	467,100	
	59	292,100	301,600	317,200	357,600	411,400	426,300	446,200	467,300	
	60	292,600	302,400	318,300	358,800	412,000	426,900	446,500	467,500	
	61	293,100	303,300	319,300	360,000	412,500	427,300	446,800	467,900	
	62	293,600	304,200	320,400	361,400	413,200	427,800	447,100		
	63	294,100	305,100	321,500	362,900	413,900	428,300	447,400		
	64	294,600	306,000	322,600	364,300	414,600	428,800	447,700		
	65	295,100	306,800	323,700	365,600	414,900	429,300	448,000		
	66	295,600	307,700	324,800	367,100	415,600	429,900	448,300		
	67	296,100	308,500	325,900	368,600	416,300	430,300	448,600		
	68	296,700	309,300	327,000	370,100	416,900	430,700	448,900		
	69	297,200	310,300	328,000	371,300	417,300	431,100	449,100		
	70	297,700	311,200	329,200	372,700	417,700	431,400	449,400		
	71	298,200	312,100	330,500	374,100	418,200	431,700	449,700		
	72	298,700	313,000	331,700	375,400	418,700	432,000	449,900		
	73	299,200	313,800	332,400	376,600	419,200	432,300	450,100		
	74	299,800	314,700	333,700	377,800	419,600	432,600	450,400		
	75	300,400	315,600	335,000	379,000	420,100	432,900	450,700		
	76	300,900	316,500	336,400	380,200	420,600	433,100	451,000		
	77	301,400	317,200	337,700	381,600	421,100	433,300	451,200		
	78	302,000	318,100	339,100	382,800	421,600	433,600	451,500		
	79	302,600	319,000	340,500	384,000	422,200	433,900	451,800		
	80	303,200	320,000	341,900	385,100	422,800	434,200	452,100		
	81	303,900	320,900	343,300	386,200	423,200	434,400	452,300		
	82	304,600	322,000	344,900	387,400	423,800	434,700	452,600		
	83	305,300	323,100	346,400	388,500	424,300	435,000	452,900		
	84	305,900	324,100	348,000	389,800	424,500	435,200	453,200		
	85	306,500	325,000	349,400	390,900	424,800	435,400	453,400		
	86	307,200	326,000	350,900	391,500	425,300	435,700			
	87	307,900	327,000	352,400	392,000	425,600	436,000			
	88	308,600	328,000	353,800	392,500	425,900	436,200			
	89	309,300	329,000	355,100	393,100	426,200	436,400			
	90	310,200	330,400	356,300	393,700	426,600	436,700			
	91	311,000	331,600	357,600	394,300	427,100	437,000			
	92	311,700	332,800	358,900	394,900	427,400	437,200			
	93	312,200	334,000	360,200	395,200	427,700	437,400			
	94	313,100	335,300	361,800	395,700					
	95	314,000	336,600	363,300	396,300					
	96	314,800	337,800	364,700	396,800					
	97	315,600	339,000	366,000	397,200					
	98	316,700	340,300	367,200	397,600					
	99	317,600	341,600	368,300	398,100					

	100	318,500	342,800	369,600	398,600					
	101	319,400	344,200	370,700	399,000					
	102	320,400	345,100	371,800	399,500					
	103	321,400	346,100	372,900	400,000					
	104	322,400	347,200	374,100	400,500					
	105	323,200	348,400	375,300	400,800					
	106	323,800	349,500	375,800	401,200					
	107	324,400	350,500	376,400	401,800					
	108	325,000	351,500	377,000	402,100					
	109	325,500	352,700	377,600	402,400					
	110	326,000	353,700	378,100	402,900					
	111	326,400	354,700	378,500	403,400					
	112	326,900	355,600	379,000	403,900					
	113	327,700	356,600	379,400	404,200					
	114	328,400	357,500	379,800	404,700					
	115	329,100	358,500	380,300	405,200					
	116	329,800	359,500	380,900	405,700					
	117	330,400	360,500	381,300	406,000					
	118	331,100	360,900	381,800	406,500					
	119	331,800	361,500	382,400	407,000					
	120	332,600	362,100	382,900	407,500					
	121	333,200	362,400	383,000	407,900					
	122	333,500	362,800	383,600	408,400					
	123	334,000	363,300	384,100	408,800					
	124	334,500	363,700	384,500	409,300					
	125	334,800	364,100	385,000	409,700					
	126		364,500	385,500						
	127		364,900	386,000						
	128		365,300	386,500						
	129		365,700	386,800						
	130		366,100	387,300						
	131		366,500	387,800						
	132		366,900	388,300						
	133		367,100	388,600						
	134		367,600	389,100						
	135		368,100	389,500						
	136		368,400	390,000						
	137		368,700	390,300						
	138		369,100	390,800						
	139		369,600	391,300						
	140		370,100	391,800						
	141		370,400	392,100						
	142		370,900							
	143		371,400							
	144		371,900							
	145		372,200							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		249,900	261,900	266,200	298,300	315,300	329,900	353,900	390,100	422,600

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3

海 事 職 給 料 表

職員等の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等		円	円	円	円	円
	1	220,900	279,800	319,500	358,900	391,500
	2	224,200	282,000	320,700	360,700	393,300
	3	227,300	283,900	321,800	362,500	395,000
	4	230,700	285,600	323,000	364,200	396,700
	5	234,000	287,300	324,100	365,900	398,300
	6	237,200	288,800	325,200	367,400	400,400
	7	240,300	290,300	326,300	368,800	402,600
	8	243,300	291,800	327,300	370,200	404,600
	9	246,400	293,300	328,300	371,200	406,600
	10	249,300	294,800	329,800	372,900	408,700
	11	252,200	296,200	331,400	374,600	410,700
	12	255,000	297,700	333,000	376,400	412,700
	13	258,000	299,100	334,900	377,900	414,700
	14	261,000	300,500	336,600	379,600	416,900
	15	263,800	301,900	338,200	381,300	419,000
	16	266,500	303,400	339,800	383,000	421,100
	17	269,300	304,800	341,500	384,600	423,200
	18	271,600	306,200	343,200	386,100	424,600
	19	273,000	307,500	344,800	387,600	426,000
	20	274,400	308,800	346,400	389,200	427,400
	21	275,800	310,100	347,900	390,700	428,900
	22	277,100	311,000	348,700	392,100	430,200
	23	278,300	311,800	349,500	393,400	431,500
	24	279,400	312,500	350,400	394,700	432,700
	25	280,500	313,200	351,200	396,300	433,900
	26	281,100	313,900	352,000	397,900	435,200
	27	281,600	314,600	352,800	399,500	436,400
	28	282,100	315,300	353,600	401,100	437,500
	29	282,600	316,000	354,400	402,800	438,500
	30	283,000	316,700	355,200	404,300	439,600
	31	283,500	317,300	356,100	405,700	440,700
	32	283,900	317,900	356,900	407,100	441,900
	33	284,300	318,500	357,600	408,600	442,900
	34	284,700	319,100	358,400	409,900	443,800
	35	285,100	319,700	359,200	411,100	444,700
	36	285,400	320,200	359,900	412,300	445,600
	37	285,700	320,700	360,600	413,500	446,500
	38	286,000	321,200	361,300	414,600	447,400
	39	286,300	321,700	362,000	415,700	448,300
	40	286,600	322,100	362,800	416,700	449,200
	41	286,900	322,500	363,500	417,200	449,600
	42	287,200	323,000	364,200	418,100	450,200
	43	287,500	323,400	364,800	419,000	450,800
	44	287,800	323,800	365,500	419,900	451,400
	45	288,100	324,200	366,300	420,800	451,900
	46	288,400	324,600	367,100	421,800	452,200
	47	288,700	325,000	367,800	422,700	452,700
	48	289,000	325,400	368,500	423,600	453,100
	49	289,400	325,800	369,300	424,400	453,400
	50	289,700	326,200	370,100	425,300	454,000
	51	290,000	326,600	370,900	426,200	454,600

	52	290,300	326,900	371,700	426,900	455,200
	53	290,400	327,200	372,500	427,100	455,800
	54	290,700	327,500	373,500	427,500	456,500
	55	291,000	327,800	374,400	427,900	457,200
	56	291,200	328,100	375,200	428,300	457,800
	57	291,400	328,400	375,800	428,600	458,100
	58	291,700	328,700	376,700	428,800	458,800
	59	292,000	329,000	377,600	429,200	459,500
	60	292,200	329,200	378,400	429,600	460,200
	61	292,400	329,400	378,900	429,900	460,600
	62	292,700	329,800	379,300	430,400	460,900
	63	293,000	330,100	379,600	431,000	461,200
	64	293,200	330,300	379,900	431,500	461,500
	65	293,400	330,500	380,200	432,100	461,700
	66	293,700	330,800	380,600	432,700	461,900
	67	293,800	331,100	380,900	433,200	462,200
	68	294,100	331,300	381,200	433,700	462,500
	69	294,300	331,500	381,400	434,300	462,700
	70			381,700	434,800	463,000
	71			382,000	435,400	463,300
	72			382,300	436,100	463,500
	73			382,700	436,600	463,700
	74			382,900	437,200	
	75			383,300	437,700	
	76			383,600	438,300	
	77			383,900	438,800	
	78			384,400	439,300	
	79			384,900	439,900	
	80			385,300	440,500	
	81			385,700	440,800	
	82			386,100	441,400	
	83			386,600	442,100	
	84			387,100	442,600	
	85			387,500	443,000	
	86			388,000	443,500	
	87			388,400	444,200	
	88			388,900	444,900	
	89			389,400	445,100	
	90			389,900		
	91			390,400		
	92			390,900		
	93			391,200		
	94			391,600		
	95			391,900		
	96			392,300		
	97			392,800		
	98			393,100		
	99			393,600		
	100			394,000		
	101			394,600		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円	円	円	円	円
		228,500	259,000	289,200	331,200	360,500

備考 この表は、練習船、警察用船舶等で人事委員会の指定するものに乗組む職員等に適用する。ただし、警察官及び教育職員を除く。

別表第4

教 育 職 給 料 表

教育職給料表(1)

職員 等の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	201,700	249,700	360,000	430,400
	2	204,100	251,500	361,400	432,300
	3	206,400	252,900	362,900	434,100
	4	208,700	254,500	364,300	435,700
	5	211,000	255,900	365,700	437,200
	6	213,300	257,200	367,000	438,700
	7	215,600	258,400	368,300	440,600
	8	217,800	259,600	369,700	442,400
	9	220,200	261,000	370,900	444,100
	10	222,400	262,200	372,400	445,900
	11	224,600	263,500	373,900	447,800
	12	226,800	264,900	375,300	449,700
	13	229,200	266,200	376,700	451,400
	14	231,300	268,100	378,200	453,300
	15	233,500	269,900	379,700	455,100
	16	235,600	271,800	381,100	457,100
	17	237,900	273,500	382,600	458,800
	18	240,000	275,700	384,100	460,600
	19	242,000	278,000	385,500	462,500
	20	244,000	280,200	386,900	464,300
	21	245,700	282,400	388,300	466,000
	22	247,000	284,700	389,900	467,700
	23	248,300	286,900	391,400	469,600
	24	249,600	289,000	392,800	471,300
	25	250,900	291,000	394,100	473,000
	26	252,100	292,900	395,700	474,700
	27	253,300	294,800	397,200	476,200
	28	254,500	296,700	398,700	477,700
	29	255,600	298,500	400,100	479,200
	30	256,800	300,400	401,600	480,500
	31	258,100	302,200	403,200	481,900
	32	259,300	304,000	404,700	483,200
	33	260,400	305,700	406,100	484,400
	34	261,700	307,500	407,700	485,100
	35	263,000	309,200	409,300	485,800
	36	264,400	310,900	410,900	486,500
	37	265,800	312,500	412,100	487,100
	38	267,200	314,200	413,500	
	39	268,500	316,000	414,900	
	40	269,800	317,700	416,300	
	41	271,200	319,100	417,900	
	42	272,200	321,000	419,300	
	43	273,200	322,900	420,600	
	44	274,100	324,600	422,000	
	45	274,800	326,300	423,500	
	46	275,600	328,200	424,800	
	47	276,400	330,000	426,300	
	48	277,300	331,700	427,800	
	49	278,100	333,400	429,500	
	50	278,900	335,200	430,900	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	51	279,600	337,100	432,500
	52	280,400	338,800	434,000
	53	281,200	340,500	435,800
	54	282,000	341,800	437,300
	55	282,800	343,200	438,900
	56	283,700	344,500	440,600
	57	284,400	346,000	442,100
	58	285,000	347,600	443,600
	59	285,800	349,200	444,800
	60	286,700	350,800	446,000
	61	287,500	352,300	447,200
	62	288,100	353,900	448,500
	63	288,900	355,500	449,800
	64	289,600	357,100	451,000
	65	290,700	358,600	452,100
	66	291,500	360,200	453,300
	67	292,300	361,800	454,500
	68	293,000	363,400	455,700
	69	293,700	364,900	457,000
	70	294,500	366,500	458,200
	71	295,300	368,100	459,400
	72	296,000	369,700	460,700
	73	296,800	371,200	461,800
	74	297,500	372,800	462,400
	75	298,200	374,400	462,900
	76	298,800	376,000	463,400
	77	299,400	377,500	463,900
	78	300,100	378,900	
	79	300,800	380,300	
	80	301,400	381,600	
	81	302,000	383,000	
	82	302,700	384,400	
	83	303,500	385,800	
	84	304,200	387,200	
	85	304,900	388,200	
	86	305,700	389,600	
	87	306,400	391,000	
	88	307,100	392,300	
	89	307,800	393,500	
	90	308,700	394,800	
	91	309,500	395,900	
	92	310,400	397,100	
	93	310,900	398,400	
	94	311,700	399,500	
	95	312,500	400,700	
	96	313,300	401,900	
	97	314,000	403,400	
	98	314,800	404,400	
	99	315,600	405,400	
	100	316,400	406,500	
	101	317,200	407,400	
	102	318,100	408,400	
	103	319,000	409,400	
	104	319,800	410,600	
	105	320,300	411,300	
	106	321,200	412,200	
	107	322,000	413,100	
	108	322,900	414,000	

	109	323,600	414,800		
	110	324,000	415,700		
	111	324,400	416,500		
	112	324,900	417,300		
	113	325,400	417,900		
	114	325,800	418,600		
	115	326,300	419,300		
	116	326,700	420,000		
	117	327,300	420,600		
	118	327,800	421,100		
	119	328,200	421,500		
	120	328,700	421,900		
	121	329,200	422,200		
	122	329,600	422,500		
	123	330,000	422,800		
	124	330,600	423,000		
	125	331,200	423,200		
	126	331,500	423,500		
	127	331,800	423,800		
	128	332,100	424,000		
	129	332,300	424,200		
	130	332,600	424,500		
	131	332,900	424,800		
	132	333,100	425,000		
	133	333,300	425,200		
	134	333,500	425,500		
	135	333,700	425,800		
	136	334,000	426,000		
	137	334,300	426,200		
	138	334,500	426,500		
	139	334,900	426,800		
	140	335,200	427,000		
	141	335,400	427,200		
	142	335,600	427,500		
	143	335,900	427,800		
	144	336,100	428,000		
	145	336,400	428,200		
	146	336,600			
	147	336,900			
	148	337,200			
	149	337,400			
	150	337,600			
	151	337,900			
	152	338,200			
	153	338,400			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円	円	円	円
		242,100	283,400	341,700	428,400

備考 (1) この表は、県立の高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員並びに人事委員会で定める者に適用する。

(2) この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が3級である職員等で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(2)

職員 等の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	201,800	223,300	302,700	328,800	419,900
	2	204,100	225,700	304,600	331,000	421,400
	3	206,400	228,100	306,400	333,100	422,900
	4	208,700	230,600	308,200	335,200	424,300
	5	211,000	233,000	310,100	337,300	425,700
	6	213,300	235,500	311,900	339,400	427,100
	7	215,600	237,900	313,700	341,500	428,500
	8	217,800	240,400	315,400	343,600	430,000
	9	220,200	243,000	317,200	345,700	431,400
	10	222,400	244,600	319,000	347,800	432,800
	11	224,700	246,300	320,800	350,000	434,200
	12	226,900	248,000	322,600	352,000	435,500
	13	229,300	249,700	324,600	354,000	436,900
	14	231,400	251,500	326,400	355,500	438,300
	15	233,600	252,900	328,200	357,100	439,700
	16	235,700	254,500	330,000	358,600	441,200
	17	238,000	255,900	331,600	360,000	442,400
	18	240,100	257,200	333,500	361,400	443,700
	19	242,100	258,400	335,400	362,900	444,900
	20	244,000	259,600	337,400	364,300	446,200
	21	245,700	261,000	339,200	365,700	447,300
	22	247,000	262,200	341,200	367,000	448,500
	23	248,300	263,500	343,100	368,300	449,700
	24	249,600	264,900	344,900	369,700	450,900
	25	250,900	266,200	346,600	370,900	452,200
	26	252,000	268,100	348,300	372,200	453,400
	27	253,100	269,900	350,000	373,400	454,400
	28	254,200	271,800	351,600	374,600	455,500
	29	255,400	273,500	353,200	375,900	456,800
	30	256,700	275,700	354,500	377,100	457,600
	31	258,000	278,000	355,800	378,300	458,400
	32	259,200	280,200	357,000	379,400	459,300
	33	260,300	282,400	358,300	380,500	460,300
	34	261,500	284,700	359,700	381,700	460,800
	35	262,700	286,900	361,100	383,000	461,300
	36	264,000	289,000	362,500	384,100	461,800
	37	265,200	291,000	363,800	385,200	462,300
	38	266,400	292,900	365,200	386,400	
	39	267,600	294,800	366,600	387,600	
	40	268,800	296,700	367,900	388,800	
	41	270,000	298,500	369,300	389,900	
	42	271,200	300,400	370,700	391,100	
	43	272,300	302,200	372,000	392,300	
	44	273,400	304,000	373,300	393,400	
	45	274,400	305,700	374,600	394,500	
	46	275,200	307,500	375,900	395,800	
	47	276,000	309,200	377,100	397,000	
	48	276,900	310,900	378,300	398,200	
	49	277,600	312,500	379,500	399,400	
	50	278,400	314,200	380,700	400,700	
	51	279,100	316,000	381,900	402,000	
	52	279,800	317,700	383,200	403,200	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	53	280,600	319,100	384,300	404,400
	54	281,400	321,000	385,500	405,700
	55	282,200	322,900	386,700	406,700
	56	282,900	324,600	387,900	407,800
	57	283,700	326,300	389,100	409,100
	58	284,500	328,200	390,400	410,300
	59	285,300	330,000	391,700	411,500
	60	286,000	331,700	392,900	412,700
	61	286,600	333,400	393,800	413,800
	62	287,300	335,200	395,000	414,800
	63	288,000	337,100	396,100	416,200
	64	288,600	338,800	397,200	417,400
	65	289,300	340,500	398,000	418,600
	66	290,100	341,800	399,100	419,700
	67	290,800	343,200	400,100	420,800
	68	291,500	344,500	401,100	421,900
	69	292,200	346,000	402,200	423,000
	70	293,000	347,500	403,300	424,200
	71	293,700	349,000	404,400	425,400
	72	294,400	350,600	405,500	426,600
	73	294,900	352,000	406,500	427,200
	74	295,600	353,500	407,600	428,000
	75	296,300	355,000	408,700	428,700
	76	297,000	356,600	409,800	429,200
	77	297,600	358,000	410,700	429,500
	78	298,300	359,500	411,600	429,900
	79	298,900	361,000	412,600	430,300
	80	299,500	362,600	413,600	430,700
	81	300,100	364,000	414,400	431,000
	82	300,700	365,300	415,300	431,400
	83	301,300	366,600	416,000	431,700
	84	301,900	367,800	416,800	432,000
	85	302,400	369,100	417,500	432,300
	86	302,900	370,300	418,100	432,700
	87	303,500	371,500	418,800	433,000
	88	304,000	372,600	419,500	433,300
	89	304,400	373,700	420,100	433,600
	90	305,000	374,800	420,800	433,900
	91	305,500	376,000	421,300	434,200
	92	306,000	377,100	422,000	434,400
	93	306,300	378,200	422,400	434,600
	94	306,800	379,400	422,800	
	95	307,300	380,500	423,100	
	96	307,700	381,600	423,400	
	97	308,100	382,700	423,600	
	98	308,600	383,700	423,900	
	99	309,100	384,600	424,200	
	100	309,500	385,500	424,400	
	101	310,000	386,300	424,600	
	102	310,400	387,300	424,900	
	103	310,800	388,300	425,200	
	104	311,100	389,200	425,400	
	105	311,300	390,000	425,600	
	106	311,700	390,900	425,900	
	107	311,900	391,800	426,200	
	108	312,100	392,700	426,400	
	109	312,300	393,500	426,600	
	110	312,500	394,500	426,900	
	111	312,800	395,500	427,200	

	112	313, 100	396, 400	427, 400		
	113	313, 300	397, 000	427, 600		
	114	313, 500	397, 900	427, 900		
	115	313, 700	398, 800	428, 200		
	116	314, 000	399, 700	428, 400		
	117	314, 300	400, 500	428, 600		
	118	314, 600	401, 200			
	119	314, 900	402, 100			
	120	315, 200	402, 900			
	121	315, 300	403, 500			
	122	315, 500	404, 200			
	123	315, 800	404, 900			
	124	316, 100	405, 500			
	125	316, 300	406, 100			
	126		406, 800			
	127		407, 300			
	128		407, 900			
	129		408, 600			
	130		409, 200			
	131		409, 700			
	132		410, 200			
	133		410, 500			
	134		410, 800			
	135		411, 100			
	136		411, 400			
	137		411, 700			
	138		412, 000			
	139		412, 300			
	140		412, 600			
	141		412, 900			
	142		413, 200			
	143		413, 500			
	144		413, 800			
	145		414, 100			
	146		414, 400			
	147		414, 700			
	148		414, 900			
	149		415, 100			
	150		415, 400			
	151		415, 700			
	152		415, 900			
	153		416, 100			
	154		416, 400			
	155		416, 700			
	156		416, 900			
	157		417, 100			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 給 料 月 額	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額
		円	円	円	円	円
		233, 200	280, 200	308, 000	335, 000	418, 200

備考 (1) この表は、県立の中学校並びに市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教育職員並びに人事委員会で定める者に適用する。

(2) この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が3級である職員等で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(3)

職員 等の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	265,400	321,900	363,800	429,600
	2	267,600	324,200	366,400	431,500
	3	269,700	326,400	369,100	433,300
	4	271,700	328,500	371,600	435,100
	5	273,500	330,700	374,000	436,800
	6	275,000	332,600	376,400	438,700
	7	276,500	334,400	379,000	440,600
	8	278,100	336,300	381,400	442,500
	9	279,900	338,100	384,000	443,900
	10	281,900	340,000	386,500	445,800
	11	284,000	341,800	389,100	447,700
	12	286,000	343,700	391,500	449,700
	13	288,000	345,500	393,900	451,100
	14	290,300	347,100	395,600	453,000
	15	292,400	348,700	397,100	455,000
	16	294,500	350,300	398,600	456,900
	17	296,500	351,800	399,600	458,600
	18	299,200	353,400	401,300	460,400
	19	301,900	355,000	402,800	462,300
	20	304,600	356,700	404,100	464,100
	21	307,200	358,100	405,300	466,100
	22	309,700	360,100	406,300	468,400
	23	312,100	362,100	407,300	470,800
	24	314,300	364,200	408,300	473,200
	25	316,600	366,000	409,300	475,200
	26	318,600	367,600	410,400	477,300
	27	320,600	369,300	411,500	479,400
	28	322,600	370,900	412,600	481,500
	29	324,700	372,200	413,700	483,500
	30	326,600	373,700	414,800	485,800
	31	328,500	375,100	416,000	488,100
	32	330,500	376,500	417,100	490,000
	33	332,300	377,800	418,200	491,900
	34	334,200	379,000	419,300	494,000
	35	336,200	380,200	420,400	496,200
	36	338,100	381,300	421,700	498,300
	37	339,800	382,500	422,700	500,400
	38	341,000	383,900	423,800	502,400
	39	342,100	385,200	424,900	504,400
	40	343,300	386,500	426,100	506,300
	41	343,900	387,800	427,000	508,400
	42	344,300	389,200	428,100	510,300

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	43	344,700	390,500	429,300	512,000
	44	345,100	391,800	430,300	514,000
	45	345,700	393,100	431,300	515,900
	46	346,200	394,300	432,400	517,700
	47	346,700	395,600	433,500	519,600
	48	347,100	396,700	434,600	521,400
	49	347,500	397,800	435,700	523,100
	50	347,900	399,000	436,900	524,800
	51	348,300	400,100	438,100	526,600
	52	348,700	401,200	439,300	528,500
	53	349,200	402,400	440,000	530,000
	54	349,600	403,600	440,900	531,600
	55	350,000	404,800	441,800	533,300
	56	350,400	405,900	442,700	535,000
	57	350,800	406,900	443,500	536,600
	58	351,200	407,900	444,400	537,900
	59	351,600	409,000	445,300	539,200
	60	352,000	409,900	446,100	540,500
	61	352,400	411,100	446,800	541,700
	62	352,800	412,500	447,700	542,700
	63	353,200	413,900	448,700	543,700
	64	353,600	415,400	449,600	544,700
	65	354,000	416,200	450,500	545,300
	66	354,400	417,200	451,500	546,200
	67	354,800	418,200	452,500	547,100
	68	355,200	419,300	453,400	548,000
	69	355,600	420,300	454,400	548,900
	70	356,200	421,100	455,400	549,800
	71	356,600	421,900	456,400	550,500
	72	357,000	422,600	457,400	551,000
	73	357,300	423,300	458,300	551,700
	74	357,800	424,200	459,200	552,200
	75	358,200	425,000	460,100	553,000
	76	358,600	425,600	461,200	553,600
	77	359,000	426,200	462,000	554,100
	78	359,500	426,600	462,400	
	79	360,000	426,900	463,000	
	80	360,500	427,200	463,600	
	81	361,000	427,500	464,200	
	82	361,700	427,800	464,900	
	83	362,500	428,000	465,200	
	84	363,200	428,300	465,800	
	85	363,800	428,500	466,200	
	86	364,400	428,800	466,500	
	87	365,000	429,100	466,800	
	88	365,600	429,400	467,100	

	89	366,100	429,600	467,400	
	90	366,500	429,900		
	91	367,000	430,200		
	92	367,400	430,500		
	93	367,800	430,700		
	94	368,200	431,000		
	95	368,700	431,300		
	96	369,100	431,600		
	97	369,700	431,800		
	98	370,200	432,100		
	99	370,600	432,400		
	100	371,100	432,600		
	101	371,500	432,800		
	102	372,000	433,100		
	103	372,300	433,400		
	104	372,700	433,600		
	105	373,200	433,800		
	106	373,600			
	107	374,100			
	108	374,600			
	109	375,000			
	110	375,500			
	111	376,000			
	112	376,400			
	113	376,800			
	114	377,200			
	115	377,600			
	116	378,000			
	117	378,400			
	118	378,800			
	119	379,200			
	120	379,600			
	121	379,900			
	122	380,300			
	123	380,800			
	124	381,100			
	125	381,500			
	126	382,000			
	127	382,600			
	128	383,000			
	129	383,400			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円 292,400	円 303,600	円 326,100	円 412,300

備考 この表は、県立の大学に勤務する教育職員に適用する。

別表第5

研究職給料表

職員等の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	185,400	237,000	316,400	360,800	406,000
	2	186,600	241,300	318,300	362,200	408,700
	3	187,800	244,100	320,200	363,700	411,300
	4	188,900	246,800	322,100	365,000	413,800
	5	190,000	249,500	324,000	366,200	416,000
	6	192,200	251,700	325,800	367,400	418,400
	7	194,300	253,200	327,600	368,600	420,800
	8	196,400	254,700	329,300	369,800	423,200
	9	198,700	256,200	331,000	370,900	425,500
	10	200,700	258,400	333,100	372,300	427,900
	11	202,700	260,500	335,100	373,600	430,400
	12	204,800	262,500	337,200	374,900	432,700
	13	206,900	264,300	339,000	376,300	435,100
	14	208,900	266,800	341,000	377,700	437,800
	15	210,800	269,200	343,000	379,100	440,500
	16	212,600	271,500	344,900	380,400	443,200
	17	214,400	273,700	346,700	381,700	445,800
	18	216,300	276,100	348,300	383,200	448,400
	19	218,100	278,600	350,000	384,600	450,900
	20	220,000	281,000	351,600	386,000	453,300
	21	221,900	283,300	353,200	387,400	455,700
	22	223,800	285,500	354,200	388,900	458,400
	23	225,500	287,600	355,200	390,300	461,000
	24	227,300	289,600	356,300	391,700	463,400
	25	229,100	291,600	357,400	393,100	465,700
	26	231,400	293,500	358,700	394,600	468,000
	27	233,500	295,400	359,900	396,100	470,500
	28	235,700	297,400	361,100	397,500	472,900
	29	237,700	299,300	362,400	398,900	475,400
	30	238,800	300,800	363,500	400,400	478,000
	31	239,900	302,300	364,600	402,000	480,500
	32	241,000	303,900	365,700	403,500	483,000
	33	242,400	305,400	366,800	405,000	485,300
	34	244,000	306,900	367,800	406,600	487,800
	35	245,500	308,400	368,800	408,200	490,200
	36	247,000	309,900	369,900	410,000	492,800
	37	248,500	311,300	370,800	411,200	495,200
	38	250,100	312,200	371,700	412,600	497,700
	39	251,800	313,100	372,500	414,000	500,100

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等

40	253,400	314,000	373,300	415,400	502,600
41	255,000	314,800	374,000	416,700	505,000
42	256,500	315,300	374,800	418,000	507,300
43	258,100	315,900	375,700	419,500	509,500
44	259,600	316,300	376,500	421,000	511,700
45	261,100	316,800	377,300	422,200	513,400
46	262,400	317,400	378,100	423,500	514,900
47	263,700	317,900	378,900	425,100	516,500
48	264,900	318,400	379,700	426,600	518,000
49	266,100	318,800	380,500	427,900	519,700
50	267,200	319,300	381,800	429,300	521,200
51	268,300	319,800	383,100	430,800	522,600
52	269,400	320,300	384,400	432,200	524,100
53	270,600	320,700	385,100	433,600	525,200
54	271,700	321,200	386,100	435,000	526,400
55	272,700	321,600	386,900	436,500	527,600
56	273,700	322,000	387,600	437,900	528,800
57	274,700	322,400	388,400	439,000	529,800
58	275,400	322,900	389,100	440,300	530,800
59	276,000	323,300	389,800	441,700	531,800
60	276,600	323,700	390,500	443,000	532,800
61	277,300	324,100	391,100	443,900	533,900
62	277,900	324,700	391,800	444,700	534,800
63	278,500	325,300	392,600	445,600	535,500
64	279,100	325,900	393,400	446,500	536,300
65	279,700	326,400	394,000	447,400	537,100
66	280,300	327,000	394,800	448,200	537,900
67	280,900	327,600	395,500	448,800	538,700
68	281,500	328,200	396,300	449,600	539,500
69	282,100	328,700	396,900	450,000	540,300
70	282,800	329,300	397,600	450,600	541,100
71	283,600	330,000	398,400	451,100	541,900
72	284,300	330,600	399,100	451,600	542,700
73	284,900	331,100	399,700	452,100	543,400
74	285,600	331,800	400,300		
75	286,300	332,500	400,900		
76	287,000	333,200	401,600		
77	287,600	333,900	402,400		
78	288,300	334,600	402,900		
79	289,000	335,300	403,500		
80	289,600	336,100	404,100		
81	290,300	336,800	404,600		
82	291,000	337,600	405,200		
83	291,700	338,200	405,800		
84	292,300	338,900	406,300		

	85	292,900	339,400	406,800		
	86	293,600	339,900	407,300		
	87	294,300	340,300	407,800		
	88	294,900	340,700	408,500		
	89	295,500	341,000	408,900		
	90	296,200	341,500			
	91	297,000	341,900			
	92	297,600	342,300			
	93	298,200	342,600			
	94	298,900	343,000			
	95	299,500	343,500			
	96	300,100	343,900			
	97	300,400	344,400			
	98	301,000	344,900			
	99	301,600	345,400			
	100	302,100	345,900			
	101	302,600	346,400			
	102	303,000	346,900			
	103	303,500	347,400			
	104	303,900	347,900			
	105	304,300	348,400			
	106	304,800	348,800			
	107	305,200	349,300			
	108	305,600	349,700			
	109	305,800	350,200			
	110	306,200	350,600			
	111	306,500	351,000			
	112	306,700	351,400			
	113	307,000	351,900			
	114	307,300	352,300			
	115	307,600	352,700			
	116	307,900	353,100			
	117	308,200	353,600			
	118	308,500	354,000			
	119	308,700	354,400			
	120	309,000	354,800			
	121	309,300	355,200			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円	円	円	円	円
		225,200	267,600	293,000	336,500	396,600

備考 この表は、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員等で人事委員会で定めるものに適用する。

別表第6

医療職給料表

医療職給料表(1)

職員等の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等		円	円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700	484,400
	2	293,700	372,600	428,700	486,200
	3	296,000	375,100	430,700	488,000
	4	298,200	377,600	432,600	489,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600
	6	303,800	382,800	436,100	493,300
	7	307,300	385,500	437,700	495,000
	8	310,700	388,100	439,300	496,700
	9	314,100	390,200	440,900	498,400
	10	317,600	392,700	442,700	500,500
	11	321,000	395,200	444,500	502,600
	12	324,400	397,700	446,300	504,700
	13	327,800	400,300	448,100	506,700
	14	331,300	403,000	449,900	508,600
	15	334,700	405,600	451,700	510,700
	16	338,100	408,100	453,500	512,700
	17	341,500	410,500	455,100	514,600
	18	344,600	412,700	457,100	516,600
	19	347,700	414,800	459,000	518,600
	20	350,800	416,900	460,900	520,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200
	22	357,100	420,500	464,100	524,000
	23	360,200	422,000	465,900	525,800
	24	363,200	423,500	467,700	527,600
	25	366,200	424,900	469,500	529,200
	26	368,500	426,400	471,300	531,000
	27	370,800	427,900	473,100	532,800
	28	373,000	429,300	474,900	534,600
	29	374,900	430,700	476,700	536,200
	30	376,600	432,200	478,500	538,000
	31	378,300	433,700	480,300	539,800
	32	380,100	435,100	482,100	541,500
	33	381,900	436,500	483,900	543,100
	34	383,700	438,000	485,800	544,900
	35	385,300	439,500	487,700	546,600
	36	386,700	440,900	489,600	548,300
	37	388,100	442,300	491,500	549,800
	38	389,600	443,700	493,200	551,400
	39	391,100	445,100	495,000	552,800
	40	392,600	446,500	496,800	554,400
	41	394,100	447,900	498,400	555,900
	42	394,800	449,300	500,200	557,300
	43	395,400	450,700	502,000	558,700
	44	396,100	452,100	503,600	560,000
	45	397,000	453,500	505,000	561,200
	46	397,600	454,900	506,700	562,200
	47	398,200	456,300	508,500	563,200
	48	398,800	457,700	510,200	564,200
	49	399,400	459,100	511,700	565,200
	50	399,900	460,800	513,000	566,100
	51	400,400	462,400	514,300	567,000

	52	400,900	464,000	515,600	567,900
	53	401,400	465,600	516,600	568,700
	54	401,800	466,800	517,900	569,600
	55	402,200	468,000	519,200	570,500
	56	402,600	469,100	520,500	571,400
	57	403,000	470,100	521,500	572,300
	58	403,400	471,100	522,300	573,200
	59	403,800	472,000	523,100	574,100
	60	404,200	472,800	523,900	574,800
	61	404,600	473,500	524,800	575,700
	62	405,000	474,200	525,600	576,600
	63	405,400	474,900	526,400	577,500
	64	405,800	475,500	527,100	578,400
	65	406,100	476,200	527,900	579,300
	66		476,900	528,700	
	67		477,500	529,400	
	68		478,100	530,300	
	69		478,400	531,200	
	70		479,000	532,000	
	71		479,700	532,900	
	72		480,400	533,800	
	73		480,800	534,600	
	74		481,400	535,500	
	75		482,100	536,400	
	76		482,800	537,100	
	77		483,200	537,900	
	78		483,800	538,800	
	79		484,400	539,700	
	80		484,900	540,600	
	81		485,400	541,400	
	82		485,900	542,300	
	83		486,400	543,200	
	84		486,900	544,100	
	85		487,300	544,900	
	86		487,800	545,800	
	87		488,200	546,700	
	88		488,700	547,600	
	89		489,200	548,400	
	90		489,800		
	91		490,400		
	92		490,800		
	93		491,300		
	94		491,900		
	95		492,500		
	96		493,000		
	97		493,500		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 給 料 月 額	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額
		円	円	円	円
		301,700	344,400	399,500	473,300

備考 この表は、社会福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務する医師及び歯科医師に適用する。

医療職給料表(2)

職員 等の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	190,300	230,500	262,500	282,800	308,100	346,300	385,300
	2	192,500	231,800	263,800	283,700	309,700	348,000	387,600
	3	194,600	233,100	264,900	284,500	311,200	349,800	390,000
	4	196,700	234,500	266,000	285,300	312,700	351,400	392,300
	5	198,800	235,700	267,000	286,100	314,200	353,000	394,600
	6	200,800	236,800	267,800	286,900	315,600	354,700	397,300
	7	202,900	237,800	268,600	287,700	317,100	356,400	399,900
	8	204,800	238,800	269,400	288,400	318,500	358,000	402,600
	9	206,700	239,800	270,300	289,100	319,800	359,600	404,700
	10	208,600	241,000	271,100	289,900	321,200	361,300	406,900
	11	210,600	242,400	271,900	290,600	322,600	363,100	409,200
	12	212,800	243,500	272,700	291,400	324,100	364,700	411,400
	13	214,500	245,000	273,500	292,200	325,500	366,200	413,400
	14	216,600	246,300	274,300	293,000	327,100	367,900	415,500
	15	218,800	247,400	275,100	293,800	328,600	369,600	417,500
	16	220,900	249,000	275,900	294,500	330,200	371,200	419,500
	17	223,100	250,500	276,800	295,200	331,700	372,800	421,300
	18	224,700	251,900	277,600	296,300	333,300	374,400	423,200
	19	226,200	253,100	278,400	297,500	334,800	376,100	425,200
	20	227,300	254,300	279,200	298,700	336,400	377,700	427,000
	21	228,400	255,400	280,000	299,900	337,900	379,300	428,800
	22	229,300	256,300	280,800	301,100	339,500	381,300	430,400
	23	230,200	257,200	281,600	302,300	341,000	383,400	432,100
	24	231,200	258,000	282,400	303,600	342,600	385,400	433,600
	25	232,100	258,800	283,300	304,800	344,100	386,800	435,100
	26	233,000	259,600	284,200	306,000	345,700	388,500	436,500
	27	233,900	260,400	285,100	307,200	347,300	390,300	437,800
	28	234,800	261,200	285,900	308,400	348,800	392,000	439,100
	29	235,700	262,000	286,700	309,700	350,200	393,800	440,500
	30	236,600	262,800	287,600	310,900	351,700	395,300	441,700
	31	237,600	263,700	288,500	312,000	353,200	396,800	442,900
	32	238,500	264,500	289,300	313,200	354,700	398,300	444,000
	33	239,300	265,300	290,200	314,500	356,300	399,600	445,200
	34	240,100	266,100	291,300	315,700	357,800	400,900	446,300
	35	240,900	266,800	292,300	317,000	359,300	402,200	447,500
	36	241,700	267,600	293,300	318,200	360,700	403,400	448,800
	37	242,500	268,500	294,300	319,400	362,100	404,500	449,900

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	38	243,300	269,300	295,400	320,500	363,800	405,600	450,700
	39	244,200	270,100	296,500	321,700	365,300	406,800	451,100
	40	245,000	271,000	297,500	323,000	366,900	407,900	451,800
	41	245,600	271,800	298,500	324,200	368,100	408,700	452,300
	42	246,200	272,600	299,500	325,500	369,200	409,500	452,700
	43	246,800	273,400	300,500	326,800	370,400	410,300	453,100
	44	247,300	274,200	301,500	328,000	371,500	411,100	453,500
	45	247,800	274,900	302,500	328,900	372,500	411,500	453,900
	46	248,400	275,700	303,800	330,200	373,300	412,100	454,300
	47	248,900	276,500	304,900	331,400	374,300	412,600	454,700
	48	249,300	277,400	306,000	332,600	375,400	413,000	455,000
	49	249,700	278,100	307,100	333,700	376,400	413,400	455,300
	50	250,200	278,900	308,200	334,700	377,500	413,600	455,700
	51	250,800	279,600	309,300	335,700	378,500	413,900	456,100
	52	251,300	280,300	310,500	336,700	379,400	414,200	456,400
	53	251,600	281,000	311,600	337,600	380,200	414,500	456,700
	54	251,900	281,700	312,700	338,600	381,000	414,800	
	55	252,200	282,400	313,800	339,600	381,900	415,100	
	56	252,500	283,100	314,900	340,500	382,800	415,400	
	57	252,800	283,900	315,900	341,000	383,300	415,700	
	58	253,100	284,600	317,000	341,900	384,100	416,000	
	59	253,400	285,300	318,000	342,700	384,900	416,300	
	60	253,700	285,900	319,000	343,600	385,700	416,600	
	61	254,000	286,500	320,000	344,300	386,100	416,800	
	62	254,300	287,200	321,000	344,600	386,800	417,100	
	63	254,600	287,900	322,000	345,100	387,500	417,400	
	64	254,900	288,500	323,000	345,700	388,100	417,700	
	65	255,200	289,100	323,900	346,300	388,500	417,900	
	66	255,500	289,800	324,700	347,000	389,100		
	67	255,800	290,600	325,400	347,700	389,700		
	68	256,100	291,200	326,100	348,300	390,300		
	69	256,400	291,800	326,700	349,000	390,700		
	70	256,700	292,500	327,400	349,500	391,200		
	71	257,100	293,200	328,000	350,100	391,700		
	72	257,300	293,800	328,600	350,700	392,200		
	73	257,500	294,400	329,200	351,000	392,800		
	74	257,800	294,900	329,400	351,700	393,300		
	75	258,100	295,300	329,900	352,200	393,900		
	76	258,300	295,700	330,500	352,700	394,500		
	77	258,500	296,100	331,100	353,200	395,000		
	78	258,800	296,400	331,600	353,700	395,500		
	79	259,100	296,800	332,100	354,200	396,000		

	80	259,300	297,100	332,500	354,600	396,500		
	81	259,500	297,400	333,100	354,900	396,800		
	82	259,800	297,700	333,600	355,200	397,400		
	83	260,100	298,000	334,000	355,500	397,800		
	84	260,300	298,300	334,500	355,800	398,200		
	85	260,500	298,500	335,000	356,300	398,600		
	86		298,700	335,400	356,600			
	87		298,900	335,600	356,900			
	88		299,100	335,900	357,200			
	89		299,500	336,300	357,600			
	90		299,700	336,700	357,900			
	91		299,900	337,100	358,200			
	92		300,100	337,400	358,500			
	93		300,500	337,700	358,900			
	94		300,700	337,900	359,200			
	95		300,900	338,300	359,500			
	96		301,200	338,600	359,800			
	97		301,500	338,800	360,100			
	98		301,700	339,100	360,500			
	99		301,900	339,400	360,900			
	100		302,200	339,700	361,300			
	101		302,500	339,900	361,800			
	102		302,700	340,200	362,200			
	103		302,900	340,500	362,600			
	104		303,200	340,700	363,000			
	105		303,500	340,800	363,500			
	106			341,100				
	107			341,500				
	108			341,700				
	109			341,900				
	110			342,300				
	111			342,700				
	112			343,100				
	113			343,300				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		195,900	222,900	251,900	265,700	291,700	333,400	376,700

備考 この表は、社会福祉施設、総合支庁等で人事委員会の指定するものに勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師及び保育士並びにその他の医療技術職員で人事委員会で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員 等の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	209,600	243,300	281,900	297,500	315,000	347,400
	2	211,500	245,600	283,000	298,100	316,300	349,200
	3	213,300	247,800	284,200	298,700	317,500	350,900
	4	215,000	250,100	285,200	299,200	318,600	352,600
	5	216,700	252,300	286,100	299,700	319,700	354,300
	6	218,600	253,400	286,600	300,300	320,800	356,100
	7	220,500	254,300	287,100	300,900	321,900	357,800
	8	222,200	255,400	287,600	301,400	323,100	359,400
	9	224,000	256,500	288,100	301,900	324,200	360,900
	10	226,100	257,700	288,600	302,400	325,200	362,700
	11	228,000	258,800	289,100	303,200	326,200	364,400
	12	230,100	260,100	289,600	303,700	327,200	366,100
	13	232,100	261,100	290,200	304,200	328,200	367,500
	14	234,100	261,800	290,700	304,800	329,500	369,300
	15	236,300	262,500	291,200	305,400	330,700	371,000
	16	238,300	263,400	291,700	305,900	331,900	372,700
	17	240,500	264,600	292,200	306,400	333,000	374,500
	18	242,600	265,700	292,700	307,100	334,200	376,500
	19	244,700	266,800	293,200	307,800	335,300	378,600
	20	246,800	267,900	293,700	308,500	336,500	380,700
	21	248,900	269,000	294,200	309,200	337,600	382,400
	22	250,700	270,100	294,700	310,200	338,800	384,500
	23	251,900	271,300	295,200	311,100	339,900	386,700
	24	253,000	272,400	295,700	312,000	341,000	388,700
	25	254,100	273,400	296,200	312,800	342,100	390,600
	26	255,000	274,500	296,800	313,700	343,400	392,200
	27	255,900	275,600	297,300	314,600	344,500	394,100
	28	256,800	276,600	297,800	315,500	345,600	395,900
	29	257,700	277,700	298,300	316,400	346,700	397,600
	30	258,500	278,400	298,900	317,300	347,900	399,300
	31	259,200	279,100	299,700	318,200	349,000	401,200
	32	259,900	279,800	300,500	319,100	350,200	403,000
	33	260,700	280,500	301,200	319,900	351,300	404,700
	34	261,500	281,100	302,000	321,000	352,600	406,400
	35	262,300	281,600	302,800	322,100	353,900	408,200
	36	263,000	282,100	303,700	323,300	355,200	409,900
	37	263,800	282,600	304,400	324,400	356,500	411,600
	38	264,700	283,200	305,200	325,500	358,000	413,300
	39	265,600	283,800	306,000	326,600	359,500	415,200
	40	266,400	284,300	306,700	327,700	361,000	417,000
	41	267,200	284,700	307,500	328,800	362,200	418,500
	42	268,100	285,200	308,300	330,100	363,700	420,000
	43	268,900	285,700	309,100	331,200	365,200	421,500
	44	269,700	286,200	310,000	332,300	366,600	422,900
	45	270,600	286,700	310,700	333,100	368,100	424,000
	46	271,300	287,200	311,700	334,200	369,100	425,100
	47	272,000	287,700	312,700	335,300	370,500	426,200
	48	272,600	288,200	313,600	336,400	371,800	427,500
	49	273,200	288,700	314,500	337,400	373,100	428,800
	50	273,700	289,200	315,500	338,400	374,500	429,900
	51	274,200	289,700	316,600	339,400	375,800	431,100
	52	274,600	290,300	317,500	340,400	377,200	432,200
	53	275,000	290,800	318,400	341,700	378,700	433,400
	54	275,500	291,300	319,400	343,000	379,900	434,400
	55	276,000	291,800	320,400	344,200	381,100	435,500

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	56	276,400	292,300	321,400	345,400	382,300	436,600
	57	276,900	292,800	322,200	346,300	383,400	437,700
	58	277,300	293,600	323,300	347,500	384,300	438,200
	59	277,700	294,400	324,300	348,700	385,300	438,800
	60	278,100	295,100	325,200	350,000	386,200	439,200
	61	278,500	295,800	326,100	351,000	386,800	439,800
	62	278,900	296,800	327,100	351,900	387,600	440,300
	63	279,300	297,700	328,100	353,000	388,400	440,700
	64	279,700	298,500	329,000	354,200	389,300	441,200
	65	280,100	299,300	330,000	355,300	389,900	441,800
	66	280,500	300,200	331,200	356,600	390,600	442,200
	67	280,900	301,000	332,400	357,800	391,400	442,500
	68	281,300	301,800	333,600	358,800	392,000	442,800
	69	281,700	302,600	334,300	359,800	392,600	443,200
	70	282,200	303,600	335,500	360,800	393,300	
	71	282,700	304,500	336,600	361,900	394,000	
	72	283,100	305,400	337,500	363,000	394,600	
	73	283,600	306,300	338,600	363,800	395,300	
	74	284,200	307,200	339,300	365,000	395,800	
	75	284,800	308,100	340,400	366,100	396,400	
	76	285,300	309,000	341,600	367,200	396,900	
	77	285,800	309,900	342,700	367,900	397,300	
	78	286,400	310,900	343,900	368,700	397,900	
	79	287,000	311,900	345,000	369,500	398,400	
	80	287,500	312,800	346,100	370,200	398,700	
	81	288,000	313,300	347,200	370,700	399,000	
	82	288,500	314,200	348,400	371,200	399,500	
	83	289,000	315,100	349,400	371,800	399,900	
	84	289,500	315,900	350,500	372,300	400,200	
	85	290,100	316,800	351,400	372,900	400,500	
	86	290,600	317,800	352,400	373,400	401,000	
	87	291,100	318,800	353,300	373,900	401,600	
	88	291,600	319,800	354,300	374,400	402,000	
	89	292,100	320,700	355,300	374,800	402,300	
	90	292,600	321,800	356,100	375,200	402,700	
	91	293,100	322,800	356,900	375,800	403,200	
	92	293,600	323,900	357,700	376,400	403,600	
	93	294,100	324,700	358,200	376,700	404,000	
	94	294,700	325,400	358,800	377,200		
	95	295,300	326,100	359,500	377,600		
	96	295,900	326,700	360,100	377,900		
	97	296,600	327,200	360,500	378,500		
	98	297,100	327,500	360,900	379,000		
	99	297,600	328,100	361,400	379,500		
	100	298,100	328,700	361,800	380,000		
	101	298,600	329,100	362,300	380,600		
	102	299,100	329,700	362,700	381,100		
	103	299,600	330,300	363,200	381,600		
	104	300,000	330,900	363,600	382,000		
	105	300,400	331,300	364,000	382,600		
	106	300,900	331,800	364,500	383,100		
	107	301,400	332,300	364,900	383,600		
	108	301,700	332,800	365,200	384,100		
	109	301,900	333,200	365,700	384,700		
	110	302,200	333,600	366,200	385,200		
	111	302,400	333,900	366,700	385,700		
	112	302,800	334,200	367,200	386,200		
	113	303,000	334,500	367,700	386,800		
	114	303,200	334,900	368,200			
	115	303,600	335,300	368,700			
	116	303,800	335,600	369,100			
	117	304,100	335,700	369,500			

	118	304,400	336,000	369,900			
	119	304,700	336,400	370,400			
	120	305,000	336,600	370,900			
	121	305,300	336,800	371,300			
	122	305,700	337,100	371,800			
	123	306,000	337,400	372,300			
	124	306,300	337,700	372,800			
	125	306,500	337,900	373,100			
	126	306,700	338,200				
	127	307,000	338,600				
	128	307,400	338,800				
	129	307,600	338,900				
	130	307,900	339,200				
	131	308,300	339,600				
	132	308,700	339,900				
	133	308,800	340,200				
	134	309,100	340,600				
	135	309,600	341,000				
	136	309,900	341,400				
	137	310,100	341,700				
	138	310,400	342,100				
	139	310,700	342,500				
	140	311,000	342,900				
	141	311,200	343,200				
	142	311,600	343,600				
	143	312,000	343,900				
	144	312,300	344,300				
	145	312,400	344,600				
	146	312,700	345,000				
	147	313,000	345,400				
	148	313,400	345,800				
	149	313,700	346,100				
	150	313,900	346,500				
	151	314,200	346,900				
	152	314,500	347,300				
	153	314,900	347,600				
	154	315,100					
	155	315,300					
	156	315,600					
	157	315,900					
	158	316,200					
	159	316,500					
	160	316,800					
	161	317,200					
	162	317,500					
	163	317,800					
	164	318,100					
	165	318,500					
	166	318,800					
	167	319,100					
	168	319,400					
	169	319,800					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		243,300	264,200	271,600	282,100	298,800	337,000

備考 この表は、社会福祉施設、総合支庁等で人事委員会の指定するものに勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

第2条 山形県職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額」を「100分の125」に、「6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105）」に、「額）」を「額」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100」を「100分の105」に、「100分の120」、12月に支給する場合には100分の110（特定幹部職員にあつては、100分の130）を「100分の125」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75」を「100分の50」に、「100分の58.75」、12月に支給する場合には100分の51.25（特定幹部職員にあつては、100分の61.25）を「100分の60」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	398,000
2	446,000
3	499,000
4	563,000
5	643,000
6	751,000
7	877,000

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の167.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第4条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	420,000
2	482,000
3	546,000
4	630,000
5	733,000
6	836,000

第5条第2項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	351,000
2	387,000
3	416,000

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の167.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」に改める。

第5条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の167.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の山形県職員等の給与に関する条例（附則第4項において「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（同項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第4条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（同項において「改正後の任期付研究員条例」という。）の規定は、令和6年4月1日（次項において「適用日」という。）から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

- 3 適用日前に職務の級を異にして異動した職員等（山形県職員等の給与に関する条例第1条に規定する職員等をいう。以下この項において同じ。）及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員等の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 4 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の任期付研究員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の山形県職員等の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第4条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の任期付研究員条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第67号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第143号中「大麻草採取栽培者免許の」を「第一種大麻草採取栽培者免許の」に、「大麻草採取栽培者免許申請手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料」に、「7,000

円」を「21,600円」に改め、同項第144号中「大麻草採取栽培者の」を「第一種大麻草採取栽培者の」に、「大麻草採取栽培者登録変更手数料」を「第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料」に改め、同項第145号中「大麻草採取栽培者免許証の」を「第一種大麻草採取栽培者免許証の」に、「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に改め、同項第349号中「定める額」を「定める額（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号）第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合にあっては、当該額に同表の付表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加算した額）」に改め、同

号の表中	8,000円	を	10,000円	に改め、同表に次の付表を加える。
	14,000円		21,000円	
	21,000円		34,000円	
	27,000円		44,000円	
	49,000円		57,000円	
	68,000円		82,000円	
	204,000円		246,000円	
	328,000円		389,000円	
	623,000円		694,000円	

第349号の表の付表

区分		金額
一戸建ての住宅（人の居住の用に供する部分（以下「住宅部分」という。）及び人の居住の用以外の用に供する部分（以下「非住宅部分」という。）を有する建築物（以下「複合建築物」という。）の住宅部分のみの増築又は改築をする場合における当該住宅部分を含む。次号の表の付表において同じ。）に係るもの	床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第3条に規定する床面積をいう。以下この号、次号の表の付表、第423号の11の2、第423号の11の3及び第423号の15において同じ。）の合計が200平方メートル以内のもの	13,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	14,000円

共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅（非住宅部分を有しないものに限る。）をいう。以下同じ。）（複合建築物の住宅部分のみの増築又は改築をする場合における当該住宅部分を含む。次号の表の付表において同じ。）に係るもの	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	24,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	37,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	59,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	77,000円
備考 建築物を増築し、又は改築する場合における床面積の合計は、当該増築又は改築に係る部分の床面積について算定する。		

第2条第1項第349号の2中「定める額」を「定める額（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合にあっては、当該額に同表の付表の左欄に掲げる区分に応じ、

それぞれ同表の右欄に定める額を加算した額）」に改め、同号の表中

を

4,000円
7,000円
10,500円
13,500円
24,500円
34,000円
102,000円
164,000円
311,500円

6,000円
12,000円
19,000円

25,000円
33,000円
48,000円
144,000円
225,000円
383,000円

に改め、同表に次の付表を加える。

第349号の2の表の付表

区分		金額
一戸建ての住宅に係るもの	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	13,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	14,000円
共同住宅等に係るもの	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	24,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	37,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	59,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	77,000円
備考 建築物を増築し、又は改築する場合における床面積の合計は、当該増築又は改築に係る部分の床面積について算定する。		

第2条第1項第352号の表中

14,000円
17,000円
23,000円
30,000円
52,000円
72,000円

を

19,000円
29,000円
42,000円
55,000円
69,000円
100,000円

に改め、同項第352号の2の表

		<table><tr><td>175, 000円</td><td>260, 000円</td></tr><tr><td>284, 000円</td><td>406, 000円</td></tr><tr><td>563, 000円</td><td>705, 000円</td></tr></table>	175, 000円	260, 000円	284, 000円	406, 000円	563, 000円	705, 000円																	
175, 000円	260, 000円																								
284, 000円	406, 000円																								
563, 000円	705, 000円																								
		」																							
中	「	<table><tr><td>12, 000円</td></tr><tr><td>15, 000円</td></tr><tr><td>21, 000円</td></tr><tr><td>29, 000円</td></tr><tr><td>49, 000円</td></tr><tr><td>65, 000円</td></tr><tr><td>165, 000円</td></tr><tr><td>270, 000円</td></tr><tr><td>549, 000円</td></tr></table>	12, 000円	15, 000円	21, 000円	29, 000円	49, 000円	65, 000円	165, 000円	270, 000円	549, 000円	を	「	<table><tr><td>16, 000円</td></tr><tr><td>27, 000円</td></tr><tr><td>39, 000円</td></tr><tr><td>54, 000円</td></tr><tr><td>65, 000円</td></tr><tr><td>93, 000円</td></tr><tr><td>250, 000円</td></tr><tr><td>393, 000円</td></tr><tr><td>692, 000円</td></tr></table>	16, 000円	27, 000円	39, 000円	54, 000円	65, 000円	93, 000円	250, 000円	393, 000円	692, 000円		
12, 000円																									
15, 000円																									
21, 000円																									
29, 000円																									
49, 000円																									
65, 000円																									
165, 000円																									
270, 000円																									
549, 000円																									
16, 000円																									
27, 000円																									
39, 000円																									
54, 000円																									
65, 000円																									
93, 000円																									
250, 000円																									
393, 000円																									
692, 000円																									
		」																							
		に改め、同項第423号の10の表ロの項中「（共同住宅、長																							

屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅（人の居住の用以外の用に供する部分（以下「非住宅部分」という。）を有しないものに限る。）をいう。以下同じ。）」を削り、同表ハの項中「人の居住の用に供する部分（以下「」及び「」という。）」を削り、同表ニの項中「住宅部分及び非住宅部分を有する建築物（一戸建ての住宅を除く。以下「」及び「」という。）」を削り、同表の付表第1中「（平成28年経済産業省令、国土交通省令第1号）」を削り、

	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	35, 000円	を
--	-----------------------	----------	---

都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて審査を受ける場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合に限る。）	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	26,000円	に改
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	29,000円	
	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	35,000円	

め、同号の表の付表第2中「第15条第1項」を「第14条第1項」に、

	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	70,000円	を
--	-----------------------	---------	---

都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて審査を受ける場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合に限る。）	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	52,000円	に改
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	87,000円	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	152,000円	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	222,000円	
	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	70,000円	

め、同条第1項第423号の11の表の付表第1中

	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	18,000円	を
都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて審査を受ける場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合に限る。）	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	13,000円	に改
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	15,000円	
	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	18,000円	

め、同号の表の付表第2中

	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	35,000円	を
都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて審査を受ける場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合に限る。）	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	26,000円	に改
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	44,000円	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	76,000円	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	111,000円	
	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	35,000円	

め、同項第423号の11の2中「第12条第1項又は第13条第2項」を「第11条第1項又は第12条第2項」に改め、同号の表を次のように改める。

区分	金額
イ 一戸建ての住宅に係るもの	この表の付表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
ロ 共同住宅等に係るもの	この表の付表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
ハ 住宅部分を有しない建築物に係るもの	この表の付表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
ニ 複合建築物に係るもの	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額 (イ) 住宅部分 この表の付表第1又は付表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 (ロ) 非住宅部分 この表の付表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

第423号の11の2の表の付表第1

区分		金額
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	21,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	22,000円

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	29,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	32,000円
上記以外の場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	38,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	42,000円
備考		
1 床面積の合計は、当該判定に係る建築物の住宅部分に係る床面積について算定する。		
2 前項の規定にかかわらず、建築物を増築し、又は改築する場合における床面積の合計は、当該増築又は改築に係る部分の住宅部分に係る床面積について算定する。		

第423号の11の2の表の付表第2

区分		金額
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	36,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	61,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	108,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	161,000円
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	55,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	90,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	155,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	225,000円
上記以外の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	73,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	120,000円

	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	202,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	289,000円
備考 1 床面積の合計は、当該判定に係る建築物の住宅部分（住宅部分の設計一次エネルギー消費量について、単位住戸（住宅部分の一の住戸をいう。以下同じ。）の設計一次エネルギー消費量を合計した数値により算定する場合にあっては、共用部分（住宅部分のうち単位住戸以外の部分をいう。以下同じ。）を除いた部分。以下この表、次号の表の付表第2の備考及び第423号の15の表の付表第2の備考において同じ。）に係る床面積について算定する。 2 前項の規定にかかわらず、建築物を増築し、又は改築する場合における床面積の合計は、当該増築又は改築に係る部分の住宅部分に係る床面積について算定する。		

第423号の11の2の表の付表第3

区分		金額
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	91,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	116,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	151,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	243,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	316,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	380,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	445,000円
上記以外の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	234,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	293,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	377,000円

	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	537,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	661,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	780,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	890,000円
備考		
1 床面積の合計は、当該判定に係る建築物の非住宅部分に係る床面積について算定する。		
2 前項の規定にかかわらず、建築物を増築し、又は改築する場合における床面積の合計は、当該増築又は改築に係る部分の非住宅部分に係る床面積について算定する。		

第2条第1項第423号の11の3中「第12条第2項又は第13条第3項」を「第11条第2項又は第12条第3項」に改め、同号の表を次のように改める。

区分	金額
イ 一戸建ての住宅に係るもの	この表の付表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
ロ 共同住宅等に係るもの	この表の付表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
ハ 住宅部分を有しない建築物に係るもの	この表の付表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
ニ 複合建築物に係るもの	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額 (イ) 住宅部分 この表の付表第1又は付表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 (ロ) 非住宅部分 この表の付表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

第423号の11の3の表の付表第1

区分		金額
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	12,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	13,000円
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	16,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	18,000円
上記以外の場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	21,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	23,000円
備考		
1 床面積の合計は、当該判定に係る建築物の住宅部分に係る床面積について算定する。		
2 前項の規定にかかわらず、建築物を増築し、又は改築する場合における床面積の合計は、当該増築又は改築に係る部分の住宅部分に係る床面積について算定する。		

第423号の11の3の表の付表第2

区分		金額
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	20,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	32,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	56,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	82,000円

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	29,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	47,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	79,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	114,000円
上記以外の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	38,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	62,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	103,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	146,000円
備考 1 床面積の合計は、当該判定に係る建築物の住宅部分に係る床面積について算定する。 2 前項の規定にかかわらず、建築物を増築し、又は改築する場合における床面積の合計は、当該増築又は改築に係る部分の住宅部分に係る床面積について算定する。		

第423号の11の3の表の付表第3

区分		金額
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	47,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	60,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	77,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	123,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	160,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	192,000円

	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	224,000円
上記以外の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	119,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	148,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	190,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	270,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	332,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	392,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	447,000円
備考		
1 床面積の合計は、当該判定に係る建築物の非住宅部分に係る床面積について算定する。		
2 前項の規定にかかわらず、建築物を増築し、又は改築する場合における床面積の合計は、当該増築又は改築に係る部分の非住宅部分に係る床面積について算定する。		

第2条第1項第423号の12中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同号の表の備考第1項中「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同表の付表第1中「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に、

	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	35,000円	を
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	26,000円	に改
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	29,000円	
	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	35,000円	

め、同号の表の付表第2中「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に、

	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	70,000円	を
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	52,000円	に改
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	87,000円	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	152,000円	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	222,000円	
	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	70,000円	

め、同表の備考中「設計一次エネルギー消費量」を「誘導設計一次エネルギー消費量」に改め、「（住宅部分の一の住戸をいう。以下同じ。）」及び「（住宅部分のうち単位住戸以外の部分をいう。以下同じ。）」を削り、「部分）」を「部分。次号の表の付表第2の備考において同じ。）」に改め、同号の表の付表第3中「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に改め、同条第1項第423号の13中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、同号の表の備考第1項中「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同表の付表第1中「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に、

	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	18,000円	を
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	13,000円	に改
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	15,000円	
	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	18,000円	

め、同号の表の付表第2中「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に、

	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	35,000円	を
--	-----------------------	---------	---

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	26,000円	に改
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	44,000円	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	76,000円	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	111,000円	
	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	35,000円	

め、同表の備考中「（住宅部分の設計一次エネルギー消費量について、単位住戸の設計一次エネルギー消費量を合計した数値により算定する場合にあっては、共用部分を除いた部分）」を削り、同号の表の付表第3中「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に改め、同条第1項第423号の14を次のように改める。

(423)の14 削除

第2条第1項第423号の15中「第11条」を「第13条」に改め、同号の表を次のように改める。

区分	金額
イ 一戸建ての住宅に係る申請	この表の付表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
ロ 共同住宅等に係る申請	この表の付表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
ハ 住宅部分を有しない建築物に係る申請	この表の付表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
ニ 複合建築物に係る申請	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額 (イ) 住宅部分 この表の付表第1又は付表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 (ロ) 非住宅部分 この表の付表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

第423号の15の表の付表第1

区分		金額
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	12,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	13,000円
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	16,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	18,000円
上記以外の場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	21,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	23,000円
備考 1 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の住宅部分に係る床面積について算定する。 2 前項の規定にかかわらず、建築物を増築し、又は改築する場合における床面積の合計は、当該増築又は改築に係る部分の住宅部分に係る床面積について算定する。		

第423号の15の表の付表第2

区分		金額
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	20,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	32,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	56,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	82,000円

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	29,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	47,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	79,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	114,000円
上記以外の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	38,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	62,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	103,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	146,000円
備考		
1 床面積の合計は、当該判定に係る建築物の住宅部分に係る床面積について算定する。		
2 前項の規定にかかわらず、建築物を増築し、又は改築する場合における床面積の合計は、当該増築又は改築に係る部分の住宅部分に係る床面積について算定する。		

第423号の15の表の付表第3

区分		金額
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	47,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	60,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	77,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	123,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	160,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	192,000円

	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	224,000円
上記以外の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	119,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	148,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	190,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	270,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	332,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	392,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	447,000円
備考		
1 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の非住宅部分に係る床面積について算定する。		
2 前項の規定にかかわらず、建築物を増築し、又は改築する場合における床面積の合計は、当該増築又は改築に係る部分の非住宅部分に係る床面積について算定する。		

第2条第1項第456号の2及び第456号の3中「第104条の4第6項（同法第105条第2項において準用する場合を含む。）」を「第105条の2第2項」に、「1,100円」を「1,150円」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(456)の4 道路交通法第105条の2第4項の規定に 運転経歴情報記録手数料 900円（運転経歴
 による運転経歴情報の記録 料 証明書の交付又は
 再交付と同時に記
 録する場合にあつ
 ては、100円）

第2条第1項第457号中「1,350円」を「1,400円」に改め、同項第457号の5中「1,450円」を「1,400円」に、「1,200円」を「1,150円」に改め、同条第2項第1号の表イの項中

「1,550円」を「1,650円」に、「1,900円」を「1,950円」に、「運転免許証の更新」を

「運転免許証等（道路交通法第101条第1項に規定する免許証等をいう。以下同じ。）の有効期間の更新（以下「運転免許証等の更新」という。）」に、「800円」を「750円」に、「4,100円」を「3,900円」に、「試験を」を「試験（以下「技能試験」という。）を」に、「6,600円」を

「6,900円」に改め、同表ロの項中「1,750円」を「1,900円」に、「1,900円」を「1,950

円」に、「運転免許証」を「運転免許証等」に、「800円」を「750円」に、「2,550円（道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験）」を「2,500円（技能試験）」に、「3,350円」

を「3,300円」に改め、同表ハの項中 「1,750円」 を 「1,850円」 に、「1,900円」を

「1,950円」に、「運転免許証」を「運転免許証等」に、「800円」を「750円」に、「2,600円（道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験）」を「2,800円（技能試験）」に、「4,050円」を「4,550円」に改め、同表ニの項中「1,900円」を「1,950円」に、「運転免許証」を

「運転免許証等」に、「800円」を「750円」に、「1,500円」を 「1,600円」 に改め、同

表ホの項中 「1,700円」 を 「1,800円」 に、「1,900円」を「1,950円」に、「運転免許証」を「運転免許証等」に、「800円」を「750円」に、「4,800円（道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験）」を「4,500円（技能試験）」に、「7,650円」を「7,450円」に改

め、同表ヘの項中 「1,700円」 を 「1,800円」 に、「2,900円（道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験）」を「2,950円（技能試験）」に、「4,350円」を「4,700円」に改め、同条第2項第1号の2の表イの項中「3,900円」を「3,950円」に、「6,400円」を「6,950円」に改め、同表ロの項中「3,750円」を「3,850円」に、「4,550円」を「4,650円」に改め、同条第2項第2号の表イの項中「1,900円」を「2,050円」に、「4,400円」を「5,050円」に改め、同表ロの項中「1,750円」を「1,950円」に、「2,550円」を「2,750円」に改め、同表ハの項中「1,650円」を「1,800円」に、「3,100円」を「3,550円」に改め、同表ニの項中 「1,000円」 を

「1,100円」に改め、同条第2項第3号中「第92条第1項」を「第92条第1項又は第95条の2第11項」に改め、同号の表を次のように改める。

区分			金額
イ 第一種 運転免許 又は第二 種運転免 許に係る 運転免許 証	道路交通法 第92条第1 項の規定に よる交付を 受ける場合	道路交通法施行令第33条の6 の2第6号に掲げるやむを得 ない理由のため運転免許証等 の更新を受けることができな かった者であって、道路交通 法第97条の2第1項第3号に 該当して同項の規定の適用を 受けたもの（以下「特定試験 免除者」という。）に交付す る場合	2,100円（日を同じくして第一 種運転免許又は第二種運転免 許のうち2以上の種類の免許 を受ける者（以下「複数免許 取得者」という。）に対する 交付にあつては、1,900円に、 与える免許1種類ごとに200円 を加えた額）

	上記以外の者に交付する場合	2,350円（複数免許取得者に対する交付にあつては、2,150円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額）
	道路交通法第95条の2第11項の規定による交付を受ける場合	2,550円
ロ 仮運転免許に係る運転免許証		1,100円

第2条第2項第4号の表中

2,250円
1,150円

を

2,600円
1,050円

に改め、同号の次に次の1号を

加える。

(4)の2 道路交通法第95条の2第3項の規定による 特定免許情報記録手数料 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

特定免許情報の記録又は同法第95条の3の規定により読み替えて適用される同法第92条第2項の規定若しくは同法第106条の4第2項の規定による免許情報記録の書換えを受けようとする者

区分			金額
イ 道路交通法第95条の2第3項の規定による特定免許情報の記録	道路交通法第95条の2第6項の規定による申出をする場合	特定試験免除者に係る記録の場合	1,350円（複数免許取得者に係る記録にあつては、1,150円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額）
		上記以外の者に係る記録の場合	1,550円（複数免許取得者に係る記録にあつては、1,350円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額）
	道路交通法第101条の4の2第2項の規定による申出（以下「更新時不交付申出」という。）をする場合		800円

	道路交通法第95条の2第6項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合	1,500円（道路交通法第92条第1項、第95条の2第11項若しくは第101条の4の2第1項の規定による運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付又は同法第94条第2項の規定による運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の再交付と同時に記録を受ける場合にあっては、100円）
ロ 道路交通法第95条の3の規定により読み替えて適用される同法第92条第2項の規定又は同法第106条の4第2項の規定による免許情報記録の書換え	運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。）及び道路交通法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者に係る書換え	100円
	上記以外の者に係る書換え	1,550円（複数免許取得者に係る書換えにあっては、1,350円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額）

第2条第2項第5号中「運転免許証の有効期間」を「運転免許証等」に、「免許証更新手数料」を「免許証等更新手数料」に、「2,500円」を「次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額」に改め、同号に次の表を加える。

区分	金額
----	----

イ 運転免許証の有効期間の更新（同時に免許情報記録（道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録をいう。以下同じ。）の有効期間の更新を受ける場合を除く。）	道路交通法第101条の2の2第1項の規定による経由地公安委員会を経由して行う更新申請書の提出（以下この表において「経由申請」という。）をする場合	2,750円
	更新時不交付申出をする場合（経由申請をする場合を除く。）	1,300円
	経由申請及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合	2,850円
ロ 免許情報記録の有効期間の更新（同時に運転免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。）	経由申請をする場合であって、道路交通法第101条の2の2第3項の規定による申出（以下「経由地書換申出」という。）をするとき	1,000円
	経由申請をする場合であって、経由地書換申出をしないとき	1,950円
	経由申請をしない場合	2,100円
ハ 運転免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新	経由申請をする場合であって、経由地書換申出をするとき	2,500円
	経由申請をする場合であって、経由地書換申出をしないとき	2,850円
	経由申請をしない場合	2,950円

第2条第2項第5号の2を次のように改める。

(5)の2 削除

第2条第2項第5号の3中「運転免許証の有効期間」を「運転免許証等」に、「550円」を「次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額」に改め、同号に次の表を加える。

区分	金額
イ 経由地書換申出をする場合	1,700円
ロ 経由地書換申出をしない場合	750円

第2条第2項第5号の5中「3,550円」を「3,650円」に改め、同項第6号中「1,400円（道路交

通法第112条第1項第6号の審査を」を「1,350円（」に、「2,850円」を「3,100円」に改め、同項

第8号の表中

23,400円
19,500円
14,700円
21,500円

を

23,750円
19,800円
14,450円
22,200円

に改め、同表の付表中

を

4,000円
3,550円
1,250円
4,250円
6,700円
6,100円
2,100円
7,400円

3,800円
3,650円
1,200円
4,450円
6,350円
6,250円
1,900円
7,750円

に、

2,350円
1,900円
2,650円

を

2,600円
1,850円
2,550円

に、

を

2,050円
2,550円
3,700円
2,550円

2,000円
2,400円
3,750円
2,600円

に改め、同表の備考第1項中「2,350円」を「2,950円」に、「1,100円」を

「1,350円」に改め、同備考第2項中「500円」を「550円」に、「300円」を「350円」に改め、同

条第2項第10号の表中

14,550円
11,850円
9,650円
12,450円

を

15,100円
12,000円
9,950円
12,850円

に改め、同表の付表イの項中

4,000円
3,550円
1,250円
4,250円

を

3,800円
3,650円
1,200円
4,450円

に改め、同表ロの項中

2,050円

を

2,100円

に改め、同表ニ及びホの項中

1,300円

を

1,350円

に改め、同表への項中

1,500円

を

1,550円

に改め、同表トの項中

2,550円

を

2,600円

に改め、同表の備考第1項中「2,400円」を「3,000円」に、「900円」を「950円」に、「1,100円」を「1,350円」に、「2,850円」を「2,950円」に改め、同備考第2項中「150円を、普通自動車免許」を「200円を、普通自動車免許」に、「150円を減ずる」を「50円を減ずる」に改め、同条第2項第11号中「2,350円」を「2,250円」に改め、同項第12号の表イの項中「750円」を「850円」に改め、同表ロの項中「2,350円」を「2,400円」に改め、同表ニの項中「4,450円」を「4,650円」に、「3,500円」を「3,800円」に、「2,800円」を「3,050円」に改め、同表ホの項中「4,150円」を「4,300円」に、「4,000円」を「4,200円」に改め、同表への項中「1,500円」を「1,750円」に改め、同表トの項中「3,100円」を「3,200円」に改め、同表チの項中「1,400円」を「1,850円」に改め、同表リの項中「750円」を「900円」に改め、同表ヌの項中「2,150円」を「2,300円」に、「2,050円」を「2,150円」に、「2,700円」を「2,850円」に、「2,550円」を「2,700円」に、「2,450円」を「2,550円」に改め、同表ルの項を次のように改める。

ル 道路交通法第108条の2
第1項第11号に掲げる講習

道路交通法第95条の6第1
項の表の備考1のロに規定
する優良運転者に対する講習

500円（公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下この表において「オンライン講習」という。）にあっては、200円）

	道路交通法第95条の6第1項の表の備考1のハに規定する一般運転者に対する講習	800円（オンライン講習にあっては、200円）
	道路交通法第95条の6第1項の表の備考1のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者（運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第8条第1項に規定する者をいう。以下この表において同じ。）でないものに対する講習	1,400円
	道路交通法第95条の6第1項の表の備考1のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに対する講習	800円（オンライン講習にあっては、200円）

第2条第2項第12号の表ワの項中

6,450円	を	6,600円
2,900円		2,950円

に改め、同表ワの項を次のように改める。

ワ 道路交通法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	自動車等（運転免許に係る講習等に関する規則第8条第2項に規定する装置を含む。）を使用する指導（以下この表において「実車等指導」という。）を含む講習	12,900円
	実車等指導を含まない講習	9,350円

第2条第2項第12号の表カの項中「2,250円」を「2,600円」に改め、同表ヨの項中「又は第16号」を削り、「2,000円」を「2,100円」に改め、同項の次に次のように加える。

タ 道路交通法第108条の2第1項第16号に掲げる講習	講習1時間について2,050円
-----------------------------	-----------------

第2条第2項第13号中「900円」を「1,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条第1項第423号の10の改正規定（「（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分（以下「非住宅部分」という。）を有しないものに限る。）をいう。以下同じ。）」を削る部分、「人の居住の用に供する部分（以下「」及び「という。）」を削る部分、「住宅部分及び非住宅部分を有する建築物（一戸建ての住宅を除く。以下「」及び「という。）」を削る部分及び「（平成28年経済産業省令、国土交通省令第1号）」を削る部分並びに「第15条第1項」を「第14条第1項」に改める部分を除く。）、同項第423号の11の改正規定、同項第423号の12の改正規定（「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に改める部分並びに「（住宅部分の一の住戸をいう。以下同じ。）」及び「（住宅部分のうち単位住戸以外の部分をいう。以下同じ。）」を削る部分を除く。）及び同項第423号の13の改正規定（「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第34条第3項」を「第29条第3項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に改める部分を除く。）並びに次項の規定 公布の日
 - (2) 第2条第1項第143号から第145号までの改正規定及び附則第3項の規定 令和7年3月1日
 - (3) 第2条第1項第456号の2及び第456号の3の改正規定、同号の次に1号を加える改正規定、同項第457号及び第457号の5並びに同条第2項第1号から第4号までの改正規定、同号の次に1号を加える改正規定並びに同項第5号から第5号の3まで、第5号の5、第6号、第8号及び第10号から第13号までの改正規定 令和7年3月24日
- （経過措置）
- 2 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号。以下「改正法」という。）附則第7条の規定により前項第2号に掲げる規定の施行の日前にされた改正法第2条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第5条第1項の免許の申請に係る同号に掲げる規定による改正前の第2条第1項第143号の規定の適用については、同号中「大麻草の栽培の規制に関する法律」とあるのは「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）附則第7条の規定により同法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができるとされる同法第2条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律」と、「大麻草採取栽培者免許の」とあるのは「第一種大麻草採取栽培者免許の」と、「大麻草採取栽培者免許申請手数料」とあるのは「第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料」と、「7,000円」とあるのは「21,600円」とする。
- 3 改正法附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第2条の規定による改正前の大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項の規定に基づく大麻草採取栽培者の登録事項の変更及び同法第7条第3項の規定に基づく大麻草採取栽培者免許証の再交付に係る手数料については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に工事に着手した建築物に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく計画の通知に対する審査に係る手数料については、改正後の第2条第1項第349号及び第349号の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 施行日前に工事に着手した建築物に係る建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく工事の完了の通知に対する検査に係る手数料（以下「完了検査申請等手数料」という。）については、改正後の第2条第1項第352号及び第352号の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 施行日前に建築基準法第6条第4項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付を受け、施

行日以後に工事に着手した建築物に係る完了検査申請等手数料の額は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号）第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合にあっては、改正後の第2条第1項第352号の表の右欄又は同項第352号の2の表の右欄に定める額に、同項第349号の表の付表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加算した額とする。